

四半期レビューに関する実務指針

平成19年10月30日

改正 平成21年7月8日

改正 平成23年7月8日

改正 平成24年6月22日

最終改正 平成28年2月26日

日本公認会計士協会

— 目 次 —

	項番号
I はじめに	1
II 四半期レビューの目的	9
III 四半期レビューにおける一般基準	12
IV 四半期レビュー契約の締結	13
V 四半期レビュー手続	17
1. 四半期レビュー計画	17
2. 重要性の基準値	20
3. 内部統制を含む、企業及び企業環境の理解	21
4. 質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続	26
(1) 過去に発生した修正済又は未修正の虚偽表示の検討	28
(2) 議事録の閲覧等	29
(3) 経営者とのディスカッション	30
(4) 質問及び分析的手続	31
(5) 会計記録に基づく作成	32
(6) 追加的な手続	33
(7) 後発事象等に係る四半期レビュー手続	35
(8) 継続企業の前提に係る四半期レビュー手続	36
(9) 比較情報に係る四半期レビュー手続	44
5. 四半期レビュー手続の実施時期及び四半期レビューと年度の財務諸表の監査 の関係	47
6. 虚偽表示の評価	49
7. 経営者からの書面による確認	50

8. 構成単位に対する四半期レビュー手続	52
9. 構成単位の監査人の利用	55
VI 経営者への伝達と対応及び監査役等とのコミュニケーション	56
VII 四半期レビュー報告書	60
1. 全般的事項	60
(1) 四半期レビューの対象	61
(2) 経営者の責任	62
(3) 監査人の責任	63
(4) 監査人の結論	64
2. 結論に関する除外	65
3. 否定的結論	66
4. 四半期レビュー範囲の制約及び結論の不表明	67
5. 継続企業の前提	74
6. 追記情報	82
7. 比較情報	89
VIII 四半期レビュー調書	93
IX 四半期レビューに際してのその他の留意事項	94
1. 監査人の責任及び四半期レビュー手続	94
2. 監査人の交代	95
3. 審査	96
X 適用	97
付録1 四半期レビュー報告書の文例	
付録2 経営者確認書の記載例	

I はじめに

1. 平成 18 年 6 月に成立した金融商品取引法において、平成 20 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から、上場会社等に対して四半期報告書の提出が義務付けられ、当該報告書に掲載される四半期財務諸表については公認会計士又は監査法人の監査証明を受けることとされた。

これを受けて、企業会計基準委員会は四半期財務諸表の作成基準である企業会計基準第 12 号「四半期財務諸表に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第 14 号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」を平成 19 年 3 月 14 日に公表するとともに、企業会計審議会は平成 19 年 3 月 27 日に、四半期レビュー基準を公表した。なお、四半期レビュー基準は、平成 17 年 7 月に国際監査・保証基準審議会（IAASB）が年度の監査人が行う期中財務情報に係るレビューについて公表した国際レビュー業務基準（ISRE）第 2410 号を参考として作成されている。

このような経緯を踏まえ、当協会は、平成 19 年 10 月 30 日付けで本報告を公表した。

1-2. 企業会計審議会から平成 21 年 6 月 30 日付けで継続企業の前提に関する規定の見直しを含む「中間監査基準及び四半期レビュー基準の改訂に関する意見書」が公表されたため、本報告についても必要な見直しを行い、平成 21 年 7 月 8 日付けで改正した。

1-3. 企業会計審議会から平成 22 年 3 月 26 日付けで監査報告書における意見表明の内容等を規定している報告基準における国際監査基準（ISA）との差異を調整等するため、「監査基準の改訂に関する意見書」が公表された。四半期レビュー基準についても、平成 23 年 6 月 30 日付けで、同様の観点から「中間監査基準及び四半期レビュー基準の改訂に関する意見書」が公表された。

また、企業会計基準委員会は、公益財団法人財務会計基準機構内に設けられている基準諮問会議からの提言を受け、四半期財務報告の大幅な簡素化に伴う会計基準等の見直しを行い、平成 23 年 3 月 25 日付けで企業会計基準第 12 号「四半期財務諸表に関する会計基準」（以下「四半期会計基準」という。）及び企業会計基準適用指針第 14 号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」等の改正を行った。それに伴い、金融庁から平成 23 年 3 月 31 日に関係する府令等の改正が公表された。

このような経緯を踏まえ、本報告についても必要な見直しを行い、平成 23 年 7 月 8 日付けで改正した。

1-4. 当協会は、平成 23 年 12 月 22 日付けで明瞭性プロジェクトにより改訂された国際監査基準を参考に新起草方針に基づく監査基準委員会報告書を公表し、これに伴い本報告についても必要な見直しを行い、平成 24 年 6 月 22 日付けで改正した。

1-5. 平成 28 年 2 月改正の本指針は、平成 27 年 9 月 4 日付けで企業内容等開示府令及び監査証明府令が改正され、「修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員

会による修正会計基準によって構成される会計基準)」(以下「修正国際基準」という。)に従って作成された四半期連結財務諸表に係る四半期レビュー報告書の取扱いの対応が必要になったことから、所要の見直しを行ったものである。

2. 削除
3. 削除
4. 削除
5. 削除
6. 削除

7. 本報告は、上記金融商品取引法において求められる四半期財務諸表に対して行われる四半期レビューを実施する際に適用されるものである。なお、四半期財務諸表に対して任意で実施するレビューについて、金融商品取引法に基づく四半期報告制度と同様の状況の下で実施される場合には、本報告を適用することができる(保証業務実務指針 2400「財務諸表のレビュー業務」A2 項参照)。

8. 本報告では、「監査人」という用語を用いているが、これは、監査人が監査機能を発揮するという意味ではなく、四半期財務諸表に対して行う四半期レビューは年度の財務諸表の監査人により実施されることが求められているためである。

II 四半期レビューの目的

9. 四半期レビューの目的は、経営者の作成した四半期財務諸表について、一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかったかどうかに関し、監査人が自ら入手した証拠に基づいて判断した結果を結論として表明することにある。当該結論は、四半期財務諸表に重要な虚偽表示があるときに不適切な結論を表明するリスクを適度な水準に抑えるために必要な手続を実施して表明されるものであるが、四半期レビューは、財務諸表には全体として重要な虚偽表示がないということについて合理的な保証を得るために実施される年度の財務諸表の監査と同様の保証を得ることを目的とするものでない(「四半期レビュー基準」第一 四半期レビューの目的)。

10. このように当該四半期レビューの目的と年度の財務諸表の監査の目的とは異なるものであり、四半期レビューは、四半期財務諸表が一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについて意見を表明するものではなく、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかったかどうかについての結論を表明するものである。したがって、四半期レビュー手続は、質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続に限定されてお

り、年度の財務諸表の監査で要求される証拠のすべてを入手する手続は求められていない。

11. すなわち、四半期レビューにおいては、通常、内部統制の運用評価手続や実査、立会、確認、証憑突合、質問に対する回答についての証拠の入手及びその他の実証手続に基づく証拠の入手は要求されていない。したがって、四半期レビューは、重要な事項がもしあれば、監査人に気付かせるものであるが、年度の財務諸表の監査であれば可能であったであろうすべての重要な事項を発見することを保証するものではない。

Ⅲ 四半期レビューにおける一般基準

12. 監査人は、四半期レビューの実施に当たって、職業倫理に関する規定及び品質管理の基準を遵守しなければならない。職業倫理に関する規定は、公認会計士法・同施行令・同施行規則、日本公認会計士協会が公表する会則、倫理規則、独立性に関する指針及びその他の倫理に関する規定をいう。品質管理の基準は、企業会計審議会により公表された「監査に関する品質管理基準」並びに日本公認会計士協会により公表された品質管理基準委員会報告書第1号「監査事務所における品質管理」及び監査基準委員会報告書220「監査業務における品質管理」をいう。

また、「四半期レビュー基準の設定に関する意見書」二 1において、監査人は、四半期レビューにおいても、年度の財務諸表の監査と同様に職業的専門家としての正当な注意を払い、職業的懐疑心を保持することが求められている。具体的には、監査人は、四半期レビュー計画の策定から、その実施、結論を表明するための基礎の入手及び評価、結論の表明に至るまで、四半期財務諸表が一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して作成されていないと信じさせる事項が存在するおそれに常に注意を払う必要がある。また、監査人は、四半期財務諸表に関する重要な虚偽表示の可能性に常に注意し、質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続の結果や経営者の陳述が相互に矛盾していないかどうかについて批判的に評価し、さらにそれらの信憑性に疑念を抱かせることになる四半期レビュー手続の結果にも注意を払うなど、職業的懐疑心を保持して四半期レビューを遂行しなければならない。

Ⅳ 四半期レビュー契約の締結

13. 四半期レビューを行う監査人は、契約を締結し、業務の内容について合意しなければならない。
14. 当該契約は、文書をもって行うこととなるが、四半期レビューは、年度の財務諸表の監査人と同一の監査人が行うこととなり、また金融商品取引法上監査証明として規定されていることから、監査契約と同時に一体として締結することも可能であ

る。

15. 特に第1四半期会計期間末日は、前年度の財務諸表の監査終了後すぐに到来することから、四半期レビュー契約に関して、第1四半期会計期間に係る四半期レビュー手続開始前にその契約内容について合意しておく必要がある。
16. 四半期レビュー契約書の作成に当たって、少なくとも以下の四半期レビューに特有の事項が記載されることとなる。
 - ・ 四半期レビューの目的
 - ・ 四半期レビューの対象とする四半期財務諸表の範囲（第45項参照）
 - ・ 四半期財務諸表の作成責任が経営者にあること
 - ・ 四半期財務諸表を作成するための内部統制を整備及び運用する責任が経営者にあること
 - ・ 四半期レビューの実施に必要な会計記録及び資料をすべて提示する責任が経営者にあること
 - ・ 監査人が四半期レビューの実施に当たり口頭で説明を受けた事項及び会計記録等に内在するアサーションを確認するために、経営者確認書を提供することに合意すること

V 四半期レビュー手続

1. 四半期レビュー計画

17. 監査人は、四半期財務諸表に係る投資家の判断を損なうような重要な虚偽表示を看過することなく、四半期レビューを効果的かつ効率的に実施するため、四半期レビューと年度の財務諸表の監査の関係を考慮し、年度の財務諸表の監査計画の一環として四半期レビュー計画を策定できる。
18. 特に第1四半期会計期間末日は、前年度の財務諸表の監査終了後すぐに到来することから、第1四半期の四半期レビュー計画の策定は、前年度の財務諸表の監査の終了直後又はその最終段階から始まり、当該監査結果を踏まえ、第1四半期における新たな事象や状況の変化等を考慮することとなる。年度の財務諸表の監査計画と同様、四半期レビュー計画も連続的、反復的なプロセスであるので、各四半期会計期間のみならず、第3四半期レビュー終了まで必要に応じて、見直し、修正されることとなる。
19. 四半期レビューに係る計画の策定に当たり、監査人は、重要性の基準値、重要な虚偽表示リスクの識別と評価、四半期レビュー手続、構成単位に対する四半期レビュー手続、構成単位の監査人の利用、継続企業的前提等について考慮する。

2. 重要性の基準値

20. 実務上、四半期レビューは年度の財務諸表の監査を前提として実施されるもので

あることから、年度の財務諸表の監査に係る重要性の基準値を四半期レビューにおいても適用することが合理的である。また、四半期の実績数値が通年のものよりも小さいことなどにより、四半期レビューに係る重要性の基準値を年度の財務諸表の監査に係る重要性の基準値よりも小さくする場合もあり得るが、少なくとも、年度の財務諸表の監査に係る重要性の基準値を上限とすべきである。これは四半期レビューに係る重要性の基準値が年度の財務諸表の監査に係る重要性の基準値を超えると、年度の財務諸表の監査において各四半期の取引や勘定について行うべき監査手続を適時にかつ効果的に実施することを計画できない、又は、年度の財務諸表の監査において検討すべき重要な着眼点等を十分に検討できないことを考慮したことによる。

3. 内部統制を含む、企業及び企業環境の理解

21. 「四半期レビュー基準」第二 実施基準 1において、監査人は、年度の財務諸表の監査において行われる、重要な虚偽表示のリスクの評価を考慮するとともに、質問や分析を行うべき事象、取引及びアサーション等を特定し、四半期レビュー計画を十分に策定し、結論の表明のための基礎を得るために実施する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を選択し、選択した四半期レビュー手続を実施するためには、年度の財務諸表のみならず四半期財務諸表の作成に係る内部統制を含む、企業及び企業環境について十分な理解を得ることが求められている。
22. 年度の財務諸表の監査における内部統制を含む、企業及び企業環境についての理解は、監査基準委員会報告書 315「企業及び企業環境の理解を通じた重要な虚偽表示リスクの識別と評価」に従い、年度の監査計画を作成する上で求められている。四半期レビューにおいて、四半期における内部統制の変更の有無、企業の属する業界及び企業の事業の現状と今後の動向に関する事項を、質問等によって理解する。
23. 前年度に財務諸表の監査を行っている場合における四半期レビューにおいては、前年度の財務諸表の監査における理解を更新することにより、企業及び企業環境を理解することとなる。

なお、監査基準委員会報告書 315「企業及び企業環境の理解を通じた重要な虚偽表示リスクの識別と評価」Ⅲ 適用指針 2. 内部統制を含む、企業及び企業環境の理解 2-1 企業及び企業環境には、企業及び企業環境を理解するに当たって監査人が検討する事項が列挙されており、四半期レビューにおいても参考となる。
24. 内部統制を含む、企業及び企業環境についての理解に係る手続を以下に例示する。
 - ・ 前年度の監査調書及び当該四半期会計期間以前の四半期レビュー調書を閲覧し、内部統制及び企業環境についての理解を更新する。
 - ・ 前年度の財務諸表、前年同期の四半期財務諸表から、企業の現状及び今後の動向、並びに季節的変動を理解する。

- ・ 前年度における修正済の虚偽表示及び未修正の虚偽表示の内容を吟味し、重要な虚偽表示リスクがあるかどうか検討する。
 - ・ 内部統制の重要な不備（監査人が職業的専門家として、監査役若しくは監査役会又は監査委員会（以下「監査役等」という。）の注意を促すに値するほど重要と判断した内部統制の不備又は不備の組合せをいう。）の存在など、継続的に重要な虚偽表示が生じる可能性のある重要な会計及び開示上考慮・判断すべき事項について検討する。
 - ・ 当事業年度中に実施した監査手続の結果が四半期レビューに与える影響を検討する。
 - ・ 企業の事業活動の重要な変化の有無、その影響について、経営者に質問する。
 - ・ 内部監査の結果及びそれに対する経営者の対応について、内部監査の担当者に質問する。
 - ・ 内部統制の重要な変更、及びその変更が四半期財務諸表の作成に与える影響に関して経営者に質問する。
 - ・ 不正により重要な虚偽表示が発生する可能性に対する経営者の評価結果について経営者に質問する。
 - ・ 四半期財務諸表の作成プロセス及び四半期財務諸表の基礎となった会計記録の信頼性について経営者に質問する。
 - ・ 特別な検討を必要とするリスクについて検討する（過去に経営者が内部統制を無視したことによるリスクを含む。）。
25. 四半期財務諸表の作成に係る内部統制が、例えば、四半期特有の会計処理に係る内部統制等、年度財務諸表の作成に係る内部統制とは異なる可能性があるため、監査人は四半期財務諸表に係る内部統制を十分に把握し理解する必要がある。

4. 質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続

26. 「四半期レビュー基準の設定に関する意見書」二 2において、四半期レビューの手続は、質問及び分析的手続等を基本とすること、質問及び分析的手続の実施に当たっては、経営者等に対して、四半期財務諸表の重要な項目に関して的確な質問を実施するとともに、業種の特性等を踏まえたきめ細かな分析的手続を実施することとされている。このように四半期レビューは、質問（経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者その他適切な者に対して実施）、分析的手続その他の四半期レビュー手続に限定されている。当該四半期レビュー手続の範囲及び種類等は、内部統制を含む、企業及び企業環境の理解に基づき、選択されることとなるが、一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる

事項がすべての重要な点において認められなかったかどうかについての監査人の結論の基礎が得られるように実施しなければならない。

27. 四半期財務諸表が、一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかったかどうかについて検討する必要があるが、具体的な四半期レビュー手続を以下の第28項から第46項に例示する。ただし、例示したすべての手続が実施されることを意図するものではなく、また、四半期財務諸表に重要な虚偽表示が存在する可能性が高いと認められる場合には、ここに掲げている手続以外の追加的な手続が必要となることも考えられる。

《(1) 過去に発生した修正済又は未修正の虚偽表示の検討》

28. 過去の年度の財務諸表の監査又は四半期レビューにおける修正済又は未修正の虚偽表示が当四半期会計期間における四半期レビューに与える影響を検討し、四半期レビュー手続に反映させる。

《(2) 議事録の閲覧等》

29. 株主総会議事録、取締役会議事録及びその他の重要な会議の議事録又は重要な決裁文書を閲覧し、重要な意思決定及び四半期財務諸表に重要な影響を与える事象の発生の有無を確かめる。また、議事録等に記載されていない重要な事実の有無について質問する。

《(3) 経営者とのディスカッション》

30. 少なくとも、以下のような事象がある場合には、監査人は、経営者とのディスカッションの実施を検討する。
- ・ 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合
 - ・ 重要な未修正の虚偽表示が存在する場合
 - ・ 重要な後発事象が存在する場合
 - ・ 四半期財務諸表に重要な影響を与える不正等がある場合

《(4) 質問及び分析的手続》

31. 監査人は、議事録の閲覧や分析的手続の結果を踏まえて、的確な質問を実施する必要がある。四半期レビューにおいては、通常、質問に対する回答について、証憑突合等の分析的手続・追加的な手続以外の手続を実施することにより、質問に対する回答を裏付ける証拠を入手することは要求されていない。したがって、質問に対する回答が合理的であり、かつ、整合的であるかについて十分注意を払う必要がある。

① 質問

「四半期レビュー基準」第二 実施基準 4において、監査人は、四半期財務諸表の重要な項目に関して、それらの項目が一般に公正妥当と認められる四半期

財務諸表の作成基準に準拠して作成されているかどうか、及び、会計方針の変更や新たな会計方針の適用があるかどうか等について、経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者その他適切な者に質問を実施することが求められている。この質問に際しては、質問事項について十分な知識を有し、責任をもって回答できる適切な経営者又は役職者等に対して実施する必要があることに留意する。

質問の例示は、次のとおりである。

ア. 四半期レビュー対象となる四半期財務諸表について、以下の事項を質問する。

- ・ 四半期財務諸表が一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して適正に作成されているか。
- ・ 重要な会計方針又は表示方法の変更（会計基準等の改正に伴う会計方針又は表示方法の変更を含む。）があるか（変更がある場合には、その内容、理由及び適切に遡及適用されているか等）。
- ・ 新たに会計方針を採用又は適用すべき重要な新規事象、取引等はあるか。
- ・ 四半期財務諸表における会計方針の適用に当たって経営者が設けた仮定や見積り計算方法などに変更があるか。
- ・ 簡便的な会計処理又は四半期特有の会計処理を採用しているか（簡便的な会計処理又は四半期特有の会計処理を採用している場合には、その内容及び簡便的な会計処理又は四半期特有の会計処理を採用することの合理性）。
- ・ 偶発債務等の重要な会計事象又は状況が発生したか（重要な偶発債務又は偶発損失が存在した場合には、その内容並びに会計処理及び開示の方針）。
- ・ その他、四半期財務諸表の作成に係る重要な事項があるか。
 - － 未修正の虚偽表示があるか（未修正の虚偽表示がある場合には、その内容）。
 - － 企業結合や事業セグメントの売却などの四半期財務諸表に重要な影響を与える可能性のある非定型的又は複雑な事象や取引があるか。
 - － 関連当事者との取引が適切に計上されているか。
 - － 重要な契約が締結されているか。重要な契約又はそれに伴う契約債務に重大な変更がないか。

イ. 不正による四半期財務諸表の重要な虚偽表示の可能性に対する経営者の評価について質問する。

ウ. 次の者が関与する企業に影響を与える不正又は不正の疑いがある事項に関する情報の有無について質問する。

- ・ 経営者
- ・ 内部統制において重要な役割を担っている従業員
- ・ 四半期財務諸表に重要な影響を及ぼすような不正に関与している者

エ. 従業員、元従業員、投資家、規制当局又はその他の者から入手した四半期財務諸表に影響する不正の申立て又は不正の疑いに関する情報の有無について質問する。

オ. 四半期財務諸表に重要な影響を与える違法行為の有無について質問する。

カ. 四半期財務諸表に重要な影響を及ぼすと認められる事項に気が付いた場合には、当該事項の内容が四半期財務諸表において適切に会計処理及び開示されているかについて質問する。

キ. 社債・借入金等に係る契約条項を遵守しているかについて質問する。

ク. 四半期会計期間末日近くに重要な取引が発生したか否かについて質問する。

ケ. 簿外資産・負債の有無について質問する。

コ. 訴訟事件等の有無について質問する。

- ・ 偶発債務、後発事象等の検討において訴訟事件の有無（今後の発生可能性の有無を含む。）及びその会計処理、開示の適正性について質問を行うこととなるが、通常四半期レビューにおいては、弁護士への確認等の実証手続の実施を要しない。しかしながら、四半期財務諸表に係る会計処理や開示に疑義があり、顧問弁護士が関連する情報を有していると考えられる場合は、顧問弁護士と協議を行うことを検討する必要がある。

② 分析的手続

分析的手続は、四半期財務諸表について企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項の有無を検討することを目的として、重要な項目間の関連性の矛盾、異常変動の有無及び異常性のある特定の事項等を識別するため、四半期レビュー計画において策定され実施されるものである。分析的手続の実施に当たっては、単純な比較から統計的手法まで多様な手法が用いられるが、趨勢分析、比率分析、回帰分析等が含まれる。

「四半期レビュー基準」第二 実施基準 5において、監査人は、四半期財務諸表と過去の年度の財務諸表や四半期財務諸表の比較、及び、重要な項目の趨勢分析等、財務数値の間や財務数値と非財務数値等との間の関係を確認するために設計された分析的手続を、業種の特性等を踏まえて実施することが求められている。分析的手続の実施に際しては、監査人は、当該企業が属する業種の特性等の企業及び企業環境を理解した上で、適切に実施しなければならない。また、分析的手続を実施した結果、矛盾又は異常な変動等がある場合には追加的な質問を実施し、その原因を確認する必要があることに留意する。

なお、四半期レビュー手続において分析的手続は重要な手続であるが、年度の財務諸表の監査における分析的手続と特段異なる手法を用いるものではない。ただし、四半期レビューにおいて、実証手続は求められていないので、実証手続として分析的手続を行うわけではないこと、対象とするデータは監査済データであ

ることを要しないこと、年度の財務諸表の監査に比し精度の高い推定値は必ずしも必要ないこと、及び、矛盾又は異常な変動の調査において質問を行った結果に対して回答の合理性を確かめるために証憑突合を行う必要がないこと等において監査手続とは異なる点に留意する必要がある。

分析的手続には、「四半期レビュー基準」第二 実施基準 5に示されている例示に加え、監査人が実施する手続として次のようなものが考えられる。

- ・ 四半期財務諸表と経営者が予測した四半期財務諸表（例えば、計画、予算、見込等）との比較
- ・ 監査人による推定値（金額・比率、傾向等）との比較（なお、監査人は企業及びその企業が属する業種についての理解に基づき合理的に推定を行うことに留意する。）

分析的手続においては、総括的な分析に加え、事業セグメント（又は、さらに細かい事業区分）ごとの期間比較（四半期、月次、週次等）、所在地別期間比較、取引の属性別期間比較等きめ細やかな分析的手続を行うことに留意する。

また、分析的手続には、比率分析、趨勢分析の他回帰分析などの統計的手法が用いられる場合もあり、これらは手作業又はコンピュータを利用して実施されるものと考えられる。

《(5) 会計記録に基づく作成》

32. 「四半期レビュー基準」第二 実施基準 6において、監査人は、四半期財務諸表が、年度の財務諸表の作成の基礎となる会計記録に基づいて作成されているか確認することが求められている。しかし、このことは監査人が、四半期財務諸表について証憑や関連資料等の原始資料との突合等の実証手続を行うことを意図しているものではないことに留意する。すなわち、監査人は、四半期財務諸表と総勘定元帳、連結精算表等との突合を行い両者が一致又は調整後一致することにより、四半期財務諸表が、年度の財務諸表の作成の基礎となる会計記録に基づいて作成されているか否かを確かめる必要はあるが、当該会計記録の適正性について証拠を入手することは求められていない。

《(6) 追加的な手続》

33. 「四半期レビュー基準」第二 実施基準 7において、監査人は、四半期財務諸表に企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を重要な点において適正に表示していない事項が存在する可能性が高いと認められる場合には、追加的な質問や関係書類の閲覧等の追加的な手続を実施して当該事項の有無を確かめ、その事項の結論への影響を検討することが求められている。この追加的な手続は、質問及び分析的手続等の四半期レビュー手続を行った結果、監査人が四半期財務諸表について、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を重要な点において適正に表示していない事項が存在する可能性が高いと認められる場合、又は

疑義が生じた場合に行う。

34. 四半期財務諸表について、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を重要な点において適正に表示していない事項が存在する可能性が高いと認められる場合又は疑義が生じた場合とは、例えば、重大な売上取引に関して一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかについて疑義が認められた場合が該当し、この場合監査人は、財務及び会計に関する事項に責任を有する者、営業、売上、会計担当者等の適切な者に取引内容や取引条件等について質問、売買契約書の閲覧等の追加的な手続を実施し、重要な虚偽表示の有無、及び結論への影響を検討しなければならない。

《(7) 後発事象等に係る四半期レビュー手続》

35. 「四半期レビュー基準」第二 実施基準 8において、監査人は、四半期財務諸表において修正又は開示すべき後発事象があるかどうかについて、経営者に質問することが求められている。具体的には、経営者、財務及び会計に関する責任を有する者その他適切な者に質問するとともに、株主総会、取締役会等の議事録の閲覧を行うこと等が考えられるが、第31項①コに記載したように弁護士に対する確認等の実証手続を行う必要はない。

- 35-2. 監査人は、四半期レビュー報告書日後に、四半期財務諸表に関していかなる四半期レビュー手続を実施する義務を負わない。

なお、監査人は、四半期レビュー報告書日後に、もし四半期レビュー報告書日現在に気付いていたとしたら、四半期レビュー報告書を修正する原因となった可能性のある事実（事後判明事実）を知るところとなった場合には、必要な手続等を実施する（監査基準委員会報告書560「後発事象」参照）。

《(8) 継続企業の前提に係る四半期レビュー手続》

36. 「四半期レビュー基準」第二 実施基準 9は、前会計期間（直前の四半期会計期間をいう。ただし、第1四半期の場合には、直前の事業年度をいう。なお、提出会社が特定事業会社であって第2四半期会計期間が中間会計期間となる場合の第3四半期については、直前の中間会計期間をいう。）の決算日において、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在し、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められた場合と、前会計期間の決算日において、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められなかったものの、当四半期会計期間において、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況を認めた場合に分けて、監査人が実施すべき四半期レビュー手続を定めている。

具体的には以下のような場合に依り、監査人が適切な四半期レビュー手続を実施することを求めている。

- ① 前会計期間の決算日において、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在し、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められた

場合、監査人は、当四半期会計期間における事象又は状況の変化並びにこれらに係る経営者の評価及び対応策の変更について質問等を行うこととなる。その結果、前会計期間の決算日において識別された継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況並びにこれらに係る経営者の評価及び対応策のいずれにおいても大きな変化がない場合には、前会計期間の開示を踏まえた開示が行われているかどうかを検討しなければならない。これに対して、前会計期間の決算日において識別された継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況並びにこれらに係る経営者の評価又は対応策のいずれかに大きな変化がある場合には、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかについて慎重な検討が必要となる。

② 前会計期間の決算日において、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在したものの、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められなかった場合、監査人は、当四半期会計期間における事象又は状況の変化並びにこれらに係る経営者の評価及び対応策の変更について質問等を行うこととなる。その結果、前会計期間の決算日において識別された継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況並びにこれらに係る経営者の評価及び対応策のいずれにおいても大きな変化がない場合には、前会計期間と同様に、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められないものとして取り扱うこととなる。これに対して、前会計期間の決算日において識別された継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況並びにこれらに係る経営者の評価又は対応策のいずれかに大きな変化がある場合には、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるかどうかについて慎重な検討が必要である。特に、経営者が継続企業の前提に関する注記を行っていない場合は、対応策が当該事象又は状況を解消し、又は改善するものであるかどうか、及びその実行可能性について、なお一層の慎重な検討が必要なことに留意する。

③ 前会計期間の決算日において、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しなかったものの、当四半期会計期間において実施した質問、議事録等の閲覧及び分析的手続等の四半期レビュー手続の結果、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況を認めた場合は、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるかどうかについて慎重な検討が必要である。

37. 監査人は、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関し、合理的な期間について経営者が行った評価及び対応策について検討する必要がある。

38. 合理的な期間については、第 36 項①で大きな変化がない場合には、監査人は経営者に、当四半期会計期間の決算日の翌日から、前会計期間における評価の対象と

なった期間の末日までの評価を求め、かつ、少なくとも当四半期会計期間の翌四半期会計期間の末日までの対応策を求めなければならない。したがって、前事業年度末には重要な不確実性が認められなかったものの、その後の四半期会計期間末に新たに重要な不確実性が認められた場合で、翌四半期会計期間以降において大きな変化がないときには、当該翌四半期会計期間以降において、評価期間は当初の12か月から経過した期間だけ漸減していくことになるが、対応策は常に少なくとも翌四半期会計期間末までのものが必要とされていることに留意する。ただし、前事業年度末に重要な不確実性が認められた場合で、当四半期会計期間において大きな変化がないときには、前事業年度において1年間の評価及び対応策が求められていることから、各四半期会計期間においてこれらを引き継ぎ、当四半期会計期間が属する事業年度の末日までの評価及び対応策を求めることになる。

39. 一方、第36項①で大きな変化がある場合、第36項②では大きな変化の有無にかかわらずこれに該当する場合、又は第36項③に該当する場合には、監査人は経営者に対し、当該四半期会計期間末から1年間の経営計画の提出までは必ずしも求める必要はないが、当四半期会計期間の決算日の翌日から少なくとも1年間の期間における評価を求め、かつ、少なくとも当四半期会計期間の翌四半期会計期間の末日までの対応策を求めることとされている。このため、経営者により示された対応策の対象期間と経営者による評価期間との間には差異が生じることがあるが、経営者により示された対応策の期間が経営者による評価期間より短い場合には、継続企業の前提に関する重要な不確実性が存在すると判断することもあり、対応策が提示されていない期間が長ければ長いほど事業活動の継続性に関する判断が難しくなることに留意しなければならない。
40. 例えば、対応策の対象とならない期間に返済期限が到来する債務の返済に関して継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在している場合、経営者は四半期レビュー時においては対応策を策定していないことがある。このような場合に、監査人は経営者に対して具体的な資金的手当に関する対応策の提示を求めることまでは実施する必要はないが、具体的な資金的手当に関する対応策が未定であれば、経営者から具体的に対応策が提示されていない期間においてどのように対応する意向であるかを確認できたとしても、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められないとまでは判断できないこともある。
41. 監査人は、経営者による対応策が、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況を解消し、又は改善するものであるかどうか、及びその実行可能性について検討し、また、経営者から具体的に対応策が提示されていない期間について、経営者はどのように対応する意向があるかについて質問等を行う。これらの手続の結果として、継続企業の前提に関する重要な不確実性が存在するか否かを総合的に判断する必要がある。

42. 前会計期間の決算日において識別された事象又は状況並びに経営者の評価又は対応策のいずれかに大きな変化がある場合には、前会計期間の決算日において識別された事象又は状況に関する大きな変化だけではなく、それらに対する対応策が計画どおり実施されなかった場合や、追加対応策が必要となった場合も含まれる点に留意する。これは、対応策が計画どおりに実施されなかったときや想定した効果が得られずに追加対応策が必要となったときは、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象並びに状況の新たな発生又は変化を示唆していることがあり、それらのさらなる変化が識別された事象又は状況並びにこれらに係る経営者の評価及び対応策を含めて継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるか否かを判断する必要があるためである。また、第3四半期末のように、期間の経過により過去に経営者が行った継続企業の前提の評価の見直しが行われることも多いと想定され、このような場合も経営者の評価及び対応策の大きな変化に該当することもある。

43. 「四半期レビュー基準の改訂に関する意見書 四半期レビュー基準の改訂について」(平成21年6月30日 企業会計審議会) 二 1では、四半期レビューは、質問と分析的手続を基本とした限定された手続であることから、積極的に継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるか否かを確かめることまでは求められていない。これは、監査人はあくまで、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められると判断した場合に、質問や関係書類の閲覧等の追加的な手続により、継続企業の前提に関する開示の要否として、注記が一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうかについて検討することとされており、実証手続を行うことまでは求められていないことを明記したものである。したがって、通常、継続企業の前提に関する開示の要否や注記の根拠となる証拠資料及び対応策の合理性等に関する証拠資料を入手する必要はない。

《(9) 比較情報に係る四半期レビュー手続》

44. 監査人は、一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準で要求されている比較情報が四半期財務諸表に含まれているかどうか、並びに当該情報が適切に表示及び分類されているかどうかを判断しなければならない。

監査人は、この判断に当たって、以下の事項を検討しなければならない。

- ① 比較情報が、前年同四半期及び前年度に表示された金額並びにその他の開示(訂正報告書が提出されている場合には、訂正後の金額及びその他の開示)と一致しているかどうか、又は、修正再表示された場合、修正再表示された金額及びその他の開示が妥当かどうか。
- ② 比較情報に適用した会計方針又は表示方法が当四半期累計期間に適用した会計方針又は表示方法と一致しているかどうか、また、会計方針又は表示方法の變

更があった場合には、当該変更が適切に処理され、その表示及び開示が妥当かどうか。

45. 前年度における対応する四半期において四半期会計期間に係る四半期損益計算書等又は四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書の開示が行われず、当年度の四半期より開示される場合、前年度における対応する期間に係る開示は要しないとされている（四半期会計基準第7-4項）。ただし、前年度における対応する期間において開示されていない四半期損益計算書等及び四半期キャッシュ・フロー計算書（以下「前年度に開示されていない財務情報」という。）については、監査人によるレビュー手続を経た上で、任意に開示することが許容されている（同第37-3項）。

会社が前年度に開示されていない財務情報を当年度の四半期より比較情報として開示する場合には、監査人は当該財務情報に対して当年度の四半期損益計算書等及び四半期キャッシュ・フロー計算書に対する四半期レビュー手続と同様の手続を実施しなければならない。したがって、四半期レビュー契約の締結又は第1四半期の四半期レビュー手続を実施するに当たっては、事前に上記の四半期レビュー手続を実施することが可能であるかどうかを検討しなければならない。なお、監査人が交代した場合には、通常、監査人が前年度に開示されていない財務情報に対して四半期レビュー手続を実施することが困難であると考えられるため、監査人は、より慎重に検討しなければならない。

46. 監査人は、四半期レビューの実施の過程において比較情報に重要な虚偽表示が存在する可能性があることに気付いた場合、追加的な質問等の四半期レビュー手続を実施しなければならない。

5. 四半期レビュー手続の実施時期及び四半期レビューと年度の財務諸表の監査の関係

47. 四半期レビュー手続は、四半期財務諸表作成後だけでなく、四半期財務諸表の作成時又は作成前に多くの四半期レビュー手続を行うことができると考えられる。例えば、内部統制を含む、企業及び企業環境の理解についての手続や、株主総会や取締役会等の議事録の閲覧については、四半期会計期間の末日以前から四半期レビュー手続を実施することが考えられる。このように四半期レビュー手続を早期に実施することにより、四半期財務諸表に影響を与える重要な会計上の問題を含む重要な着眼点等を認識し、検討を開始することができる。
48. 四半期レビューは、年度の財務諸表の監査を前提として実施されるものであるため、年度の財務諸表の監査の実効性の向上のため、監査人は四半期レビュー手続と同時に一部の監査手続を行い、年度の財務諸表の監査と適切に組み合わせて四半期レビューを効果的かつ効率的に実施することとなる。例えば、四半期レビュー手続

として実施した取締役会議事録の閲覧の結果及び閲覧の結果実施した追加的な手続がもしあればその結果についても、年度の財務諸表の監査で利用することができる。また、四半期会計期間に発生した重要な取引又は非経常的な取引、例えば、企業結合、組織変更、事業セグメント等の売却や巨額の収益計上に係る監査手続を四半期レビューの対象となる四半期会計期間における四半期レビュー手続の実施と同時期に実施することも年度の財務諸表の監査の実効性の向上のため適切であると考えられる。

6. 虚偽表示の評価

49. 監査人は、気が付いた未修正の虚偽表示について、四半期財務諸表全体に対し、個別に又は集計して重要であるかどうかについて評価しなければならない。

これは、四半期レビューは、財務諸表には全体として重要な虚偽表示がないということについて合理的な保証を得るために実施される年度の財務諸表の監査と同様の保証を得ることを目的とするものでないものの、虚偽表示に気が付いたが修正されない場合に、一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を重要な点において適正に表示していないと信じさせる事項と認められるかどうかについて判断するためである。

また、虚偽表示に気が付いたが修正されない場合は、職業的専門家として当該未修正の虚偽表示について評価を行わなければならない。この評価に際して、金額的影響のみならず、質的影響についても考慮しなければならない。したがって、虚偽表示の原因、過去に発生した事象に基づくものか、四半期レビューの対象となっている四半期会計期間に発生したものか、また四半期レビューの対象となっている四半期会計期間より前の、あるいは、その後の四半期会計期間や年度財務諸表に影響を及ぼす事項かどうか等、当該虚偽表示の意味するところを検討する必要がある。監査人は、当該虚偽表示の意味するところを十分に考慮した上で、その金額的影響について、四半期レビューに係る重要性の基準値（改訂されているときは改訂後の基準値）を基礎として決定した重要性の基準値又は四半期財務諸表の実績数値に照らして検討する。この場合、虚偽表示を評価するに当たっての判断基準は、年度の財務諸表の監査における重要性の基準値を基礎とするが、四半期の実績数値が通年のものよりも小さいことなども考慮して判断する。なお、ごく少額の虚偽表示でそれが集計しても四半期財務諸表全体に重要な影響を及ぼさないことが明らかな場合には、当該虚偽表示を気が付いた未修正の虚偽表示の集計から除外することができる。

7. 経営者からの書面による確認

50. 監査人は、経営者に対して、四半期レビュー契約書に記載されたとおり、一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示する責任を果たした旨の経営者確認書を提出するように要請しなければならない。

50-2. 監査人は、経営者に、以下の事項について記載した経営者確認書を提出するように要請しなければならない。

- (1) 四半期レビュー契約書において合意したとおり、経営者が四半期財務諸表の作成に関連すると認識している又は四半期レビューに関連して監査人が依頼したすべての情報及び情報を入手する機会を監査人に提供した旨
- (2) すべての取引が記録され、四半期財務諸表に反映されている旨
- (3) 不正を防止し発見する内部統制を整備及び運用する責任は、経営者にあることを承知している旨
- (4) 不正による四半期財務諸表の重要な虚偽表示の可能性に対する経営者の評価を監査人に示した旨
- (5) 以下の企業に影響を与える不正又は不正の疑いがある事項に関する情報が存在する場合、当該情報を監査人に示した旨
 - ① 経営者による不正又は不正の疑い
 - ② 内部統制において重要な役割を担っている従業員による不正又は不正の疑い
 - ③ 上記以外の者による四半期財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性がある不正又は不正の疑い
- (6) 従業員、元従業員、投資家、規制当局又はその他の者から入手した四半期財務諸表に影響する不正の申立て又は不正の疑いがある事項に関する情報を監査人に示した旨
- (7) 四半期財務諸表を作成する場合にその影響を考慮すべき、既に認識されている違法行為又はその疑いをすべて監査人に示した旨
- (8) 未修正の虚偽表示の与える影響が個別にも集計しても全体としての四半期財務諸表に対して重要性がないと判断している旨（当該未修正の虚偽表示の要約は経営者確認書に記載するか又は添付することを求めなければならない。）
- (9) 四半期財務諸表を作成する場合にその影響を考慮すべき、既に認識されている又は潜在的な訴訟事件等を、すべて監査人に示した旨及び一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して適正に処理し開示した旨
- (10) 会計上の見積りを行う際に使用した重要な仮定が合理的であると判断している旨
- (11) 関連当事者の名称、認識しているすべての関連当事者との関係及び関連当事

者との取引を監査人に示した旨並びに当該関係及び取引を一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して適切に処理している旨

(12) 四半期決算日後に発生し、かつ一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準により四半期財務諸表の修正又は四半期財務諸表における開示が要求されるすべての事象を、適切に修正又は開示した旨

51. 前項に掲げた事項に加えて、その他の事項について経営者確認書を入手する必要があると判断した場合、当該確認事項についての経営者確認書を提出するように要請しなければならない。その他の確認事項には、例えば、以下に関する陳述が含まれる。

- ・ 会計方針の選択及び適用が適切であるかどうか。
- ・ 以下の事項が一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して認識、測定、表示又は開示されているかどうか。
 - － 資産及び負債の帳簿価額又は分類に影響を及ぼす可能性のある経営計画又は経営者の意思
 - － 負債（偶発債務を含む。）
 - － 資産の所有権又は支配、資産に対する制約及び担保に供されている資産
 - － 四半期財務諸表に影響を及ぼす可能性のある法令及び契約上の合意事項（違法行為、契約不履行を含む。）
- ・ 継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況を識別した場合、経営者の対応策及び当該対応策の実行可能性
- ・ 財務諸表（四半期財務諸表を含む。）の作成に係る内部統制の不備に関して、経営者が気付いたすべての事項を監査人に伝達した旨

8. 構成単位に対する四半期レビュー手続

52. 監査人は、四半期レビューの特質及び重要性並びに重要な虚偽表示リスクを考慮した上で、年度のグループ監査における重要な構成単位から、四半期レビュー手続を実施すべき重要な構成単位を決定する。監査人は、当該重要な構成単位に往査するか又は構成単位の監査人に依頼して、質問、分析的手続その他四半期レビュー手続を実施する。この場合、当該重要な構成単位の内部統制を含む、企業及び企業環境を理解するためには相応の手続を要すると考えられるため、構成単位の監査人に依頼せず往査することのみで四半期レビュー手続を実施するかどうかについて、特に、重要な海外子会社等について留意しつつ慎重な検討が必要である。

53. 監査人は、四半期レビュー手続を実施すべき重要な構成単位に該当しない構成単位については、グループ全体統制を理解し、グループ・レベルで分析的手続及び質問を中心とする四半期レビュー手続を実施する。さらに追加で四半期レビュー手続を行うことが必要と判断した場合、当該構成単位に往査するか又は構成単位の監査

人に依頼して追加の四半期レビュー手続を実施する。

54. 四半期レビュー手続を実施すべき重要な構成単位を決定するに当たっては、四半期レビューの目的に照らして、例えば、以下のような構成単位を参考にすることが適当である。

- ・ 売上高構成率、利益構成率、資産構成率、連結剰余金構成率等からみて相当規模と認められる連結子会社又は持分法適用会社
- ・ 投機的なデリバティブ取引を行っている連結子会社又は持分法適用会社
- ・ 前年度又は前四半期に重要な虚偽表示が発見された連結子会社又は持分法適用会社
- ・ 重要な偶発事象等がある連結子会社又は持分法適用会社
- ・ 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する連結子会社又は持分法適用会社

なお、純粋持株会社の事業子会社は、四半期レビュー手続を実施すべき重要な構成単位に該当する可能性が高いため、慎重な検討が必要である。

9. 構成単位の監査人の利用

55. 監査人は、構成単位の財務情報に関する作業の実施を構成単位の監査人に依頼する場合には、構成単位の財務情報に対する作業の範囲及び時期並びに発見事項について明確なコミュニケーションを行うこととされているため、以下の事項を理解しなければならない。以下の事項を理解するに当たり、年度の財務諸表の監査において理解した事項に変更があるかどうかについて質問等により確かめることができると考えられる。

- (1) 構成単位の監査人が、四半期財務諸表の四半期レビューに関連する職業倫理に関する規定を理解し遵守しているか。特に独立性に問題がないか。
- (2) 構成単位の監査人が、職業的専門家としての能力を有しているか。
- (3) 監査人が、四半期財務諸表の四半期レビュー手続を実施するに当たり必要な程度まで構成単位の監査人の作業に関与することができるか。
- (4) 構成単位の監査人が、適切に監督される規制環境の下で業務を行っているか。

55-2. 監査人は、構成単位の監査人に、四半期財務諸表の四半期レビューにおいて要求する事項として、実施すべき作業、その作業結果の利用目的並びに構成単位の監査人の報告の様式及び内容を適時に伝達しなければならない。また、監査人は、構成単位の監査人に対して、四半期財務諸表の四半期レビューについての監査人の結論に関連する事項を報告するように依頼しなければならない。

VI 経営者への伝達と対応及び監査役等とのコミュニケーション

56. 四半期レビューの結果、四半期財務諸表について一般に公正妥当と認められる四

半期財務諸表の作成基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を重要な点において適正に表示していないと信じさせる事項が認められる場合には、監査人は、適切な階層の経営者に速やかに報告し、改善を求めなければならない。経営者が合理的な期間内に適切に対処しない場合は、監査人は監査役等に報告しなければならない。また、合理的な期間内に適切に対処しない場合は、監査人は、限定付結論とするかどうかの検討に加え、年度の財務諸表の監査及び四半期レビュー契約の継続の可否等についても検討する必要がある。

56-2. 当該報告は、適時に行われる必要があり、口頭又は書面で行われる。いずれの方法によるかは、内容、影響度や重要性等、又は報告の時期によっても異なる。口頭で報告が行われた場合にも、監査人はその内容を四半期レビュー調書に記録する。

56-3. 特に、四半期レビューの結果、不正や違法行為等の存在に気が付いた場合にも、監査人は、適切な階層の経営者及び監査役等に速やかに報告し、改善を求めなければならない。どの階層の経営者に報告するかは、共謀の可能性や経営者の関与等にも留意して決定する必要がある。

57. 監査人は、四半期レビューに関連する監査人の責任、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期の概要、四半期レビュー上の重要な発見事項及び監査人の独立性について、監査役等とコミュニケーションを行わなければならない。

57-2. 監査人は、想定されるコミュニケーションの手段、実施時期及び内容について、監査役等とコミュニケーションを行わなければならない。

(1) 監査人は、職業的専門家としての判断により、口頭によるコミュニケーションが適切ではないと考える場合には、監査役等と書面によりコミュニケーションを行わなければならない。

(2) 監査人は、監査役等とのコミュニケーションを適時に行わなければならない。

(3) 監査人は、口頭でコミュニケーションを行った場合には、いつ、誰と、どのような内容についてコミュニケーションを行ったかを四半期レビュー調書に記載しなければならない。また、書面でコミュニケーションを行った場合、その写しを四半期レビュー調書として保存しなければならない。

58. 四半期レビューの過程において、財務報告プロセスに対する監査役等による監視にとって重要と判断した事項に監査人が気付いた場合には、監査役等に報告する必要がある。

59. 監査人は、四半期レビュー報告書において除外事項付結論の表明若しくは強調事項区分又はその他の事項区分を設けることが見込まれる場合、当該文言の草案等について、監査役等に報告しなければならない。

Ⅶ 四半期レビュー報告書

1. 全般的事項

60. 四半期レビュー報告書は、基本的に「四半期レビューの対象」、「経営者の責任」、「監査人の責任」及び「監査人の結論」という四つの区分に分けて記載し（「四半期レビュー基準」第三 報告基準 3 四半期レビュー報告書の記載）、「四半期レビューの対象」以外は、それぞれ見出しを付けることとなる。これらの区分に分けて記載される事項以外に表題、日付、宛先及び署名等も四半期レビュー報告書に記載される。

なお、四半期レビュー報告書の日付は、関連する審査を完了した日以降とする（監査基準委員会報告書 700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」 A39 項参照）。

《(1) 四半期レビューの対象》

61. 「四半期レビュー基準」第三 報告基準 5 無限定の結論 (1)では、四半期レビューの対象とした四半期財務諸表の範囲を記載することが求められている。

《(2) 経営者の責任》

62. 「四半期レビュー基準」第三 報告基準 5 無限定の結論 (2)では、四半期財務諸表の作成責任は経営者にあること、四半期財務諸表に重要な虚偽表示がないように内部統制を整備及び運用する責任は経営者にあることを記載することが求められている。

《(3) 監査人の責任》

63. 「四半期レビュー基準」第三 報告基準 5 無限定の結論 (3)では、監査人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにあること、一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行ったこと、四半期レビューは質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続からなり、年度の財務諸表の監査に比べて限定的な手続からなること、四半期レビューの結果として入手した証拠が結論の表明の基礎を与えるものであることを記載することが求められている。

ここで、「一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準」の表現については、年度の財務諸表の監査と同様の考え方で、「我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準」という表現を用いる。

《(4) 監査人の結論》

64. 「四半期レビュー基準」第三 報告基準 5 無限定の結論 (4)では、経営者の作成した四半期財務諸表について、一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかったことを記載することが求められている。

ここで、「一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準」については、

前項で述べたことと同様の趣旨により、「我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準」という表現を用いる。

2. 結論に関する除外

65. 「四半期レビュー基準」第三 報告基準 6において、監査人は、経営者の作成した四半期財務諸表について、一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を重要な点において適正に表示していないと信じさせる事項が認められ、その影響が無限定の結論を表明することができない程度に重要ではあるものの、四半期財務諸表全体に対して否定的結論を表明するほどではないと判断したときには「限定付結論」の区分において限定付結論を表明し、「限定付結論の根拠」の区分を別に設けて、修正すべき事項及び可能であれば当該事項が四半期財務諸表に与える影響を記載することが求められている。

上記、一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を重要な点において適正に表示していないと信じさせる事項が認められるかどうかの判断に当たっては、年度の財務諸表の監査と同様、①経営者が採用した会計方針が、四半期財務諸表の作成基準に準拠して継続的に適用されているかどうか、②経営者の採用した会計方針の選択及び適用方法が会計事象や取引を適切に反映するものであるかどうか、③四半期財務諸表の表示方法が適切であるかどうか、について検討しなければならない。

ここで上記影響の記載について、「可能であれば記載しなければならない」とされているのは、四半期レビュー手続が質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続に限定されていること、及び四半期報告書について四半期会計期間終了後45日以内に提出することが義務付けられており、適時性が求められていることに鑑み、場合によっては、影響の算出が困難な場合があることが想定されるための配慮であるものと考えられる。

なお、当該影響額の記載を行う場合は、年度の財務諸表の監査における影響額の記載に準じて記載することとなる。

3. 否定的結論

66. 「四半期レビュー基準」第三 報告基準 7において、監査人は、経営者の作成した四半期財務諸表について、一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を重要な点において適正に表示していないと信じさせる事項が認められる場合において、その影響が四半期財務諸表全体として虚偽表示に当たるとするほどに重要であると判断したときには、否定的結論を表明し、別に区分を設けて、その理由を記載す

ることが求められている。

当該否定的結論を表明する場合には、「否定的結論の根拠」の区分において、否定的結論の理由を記載し、また、「否定的結論」の区分において、当該不適切な事項の四半期財務諸表に与える影響の重要性に鑑み、四半期財務諸表は適正に表示していないと信じさせる事項が認められた旨を記載する。当該理由には、除外した不適切な事項に加え、もし影響額の算定が可能である場合においては、当該事項が四半期財務諸表に与えている影響の記載が含まれることに留意する。当該事項が四半期財務諸表に与えている影響の記載については、四半期レビューの性格、適時性の要請による時間的制約及び国際レビュー業務基準（ISRE）第 2410 号において求められていない点に考慮し、算定が可能である場合のみ記載を求めることとした。

4. 四半期レビュー範囲の制約及び結論の不表明

67. 監査人は、四半期財務諸表に対して行う四半期レビューの結論の表明に当たり、当該結論を表明するための基礎を得るために四半期レビュー計画を策定し、四半期レビュー手続を実施するが、四半期レビューの状況によっては、重要な四半期レビュー手続を実施できない場合がある。この場合、監査人は四半期レビュー範囲の制約を受けたことになる。「四半期レビュー基準」第三 報告基準 8 において、監査人は、重要な四半期レビュー手続を実施できなかったことにより、無限定の結論を表明できない場合において、その影響が四半期財務諸表全体に対する結論の表明ができないほどではないと判断したときは、限定付結論を表明し、別に区分を設けて、実施できなかった四半期レビュー手続及び当該事実が影響する事項を記載することが求められている。

また、同 9 において、監査人は、重要な四半期レビュー手続を実施できなかったことにより、無限定の結論の表明ができない場合において、その影響が四半期財務諸表全体に対する結論の表明ができないほどに重要であると判断したときは、結論を表明してはならないとされ、別に区分を設けて、四半期財務諸表に対する結論を表明しない旨及びその理由を記載することが求められている。

68. 四半期レビュー範囲の制約を受け、重要な四半期レビュー手続を実施できない場合には、無限定の結論を表明することはできないが、その影響が四半期財務諸表全体に対する結論の表明ができないほどではないと判断したときには、「限定付結論」の区分に限定付結論を表明し、四半期レビュー範囲の制約に係る除外事項として、次の事項を「限定付結論の根拠」の区分に記載する。

- ・ 実施できなかった四半期レビュー手続
- ・ 四半期財務諸表に対する結論において当該事実が影響する事項

ここでいう当該事実が影響する事項については、除外事項に係る四半期財務諸表に計上されている項目の金額又は注記事項の金額は分かるが、四半期レビュー範囲

の制約によりその適正性を判断する基礎が入手できないことから、最終的な金額的影響額を算定することは通常困難である。したがって、四半期レビュー範囲の制約の事実が影響する事項の金額的影響額の記載は、四半期財務諸表に計上されている項目の金額又は注記事項の金額を記載することになる。

69. 四半期財務諸表に計上されていない事項又は注記されていない事項で、何らかの会計処理又は開示が必要と判断されるものについて四半期レビュー範囲の制約があるため、当該取扱いの判断ができない場合は、その旨を記載する。

70. 重要な四半期レビュー手続を実施できないことにより四半期レビュー範囲の制約を受けた場合に、その影響が四半期財務諸表全体に対する結論の表明ができないほどに重要と判断したときは、結論を表明しない理由を「結論の不表明の根拠」の区分に記載し、結論を表明しない旨を「結論の不表明」の区分に記載する。

なお、この場合であっても、四半期レビュー報告書の冒頭において、四半期財務諸表について四半期レビューを行った旨を記載しなければならない。

また、「監査人の責任」の区分において、以下の事項を記載しなければならない。

「当監査法人の責任は、当監査法人が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

しかしながら、「結論の不表明の根拠」に記載した事項により、当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手することができなかった。」

71. 「四半期レビュー基準」第二 実施基準 12において、監査人は、他の監査人によって行われた四半期レビュー等の結果を利用する場合には、当該他の監査人が関与した四半期財務諸表等の重要性及び他の監査人の品質管理の状況等に基づく信頼性の程度を勘案して、他の監査人の実施した四半期レビュー等の結果を利用する程度及び方法を決定することが求められている。四半期レビューの計画策定段階、四半期レビューの実施過程において他の監査人の四半期レビュー等の結果を利用しようとする場合でも、当該他の監査人が実施した四半期レビュー手続を実施すべき重要な構成単位についての四半期レビュー等の結果が、四半期レビュー日程の変更などにより利用できない場合など、他の監査人の実施した四半期レビュー等の重要な事項について、その結果を利用できないケースがある。この場合において、さらに当該事項について、重要な四半期レビュー手続を追加して実施できなかった場合には、重要な四半期レビュー手続が実施できなかった場合に準じて、結論の表明の適否を判断しなければならない（「四半期レビュー基準」第三 報告基準 10）。

72. 前項のほか、①経営者から、四半期レビューの範囲について制約を課された場合、②質問事項について十分な知識を有し、責任をもって回答できる適切な役職者が不在等により、十分な質問が実施できなかった場合、③火災等による焼失又は司法当局による証拠資料の押収等によって、重要な会計帳簿や会計記録を閲覧できなかった

た場合、又は十分な分析的手続を実施できなかった場合においても、前項と同様に結論の表明の適否を判断しなければならない。

73. 重要な偶発事象等の将来の帰結が予測し得ない事象又は状況について、四半期財務諸表に与える当該事象又は状況の影響が複合的かつ多岐にわたる場合には、重要な四半期レビュー手続を実施できなかった場合に準じて、結論の表明ができるか否かを慎重に判断しなければならない（「四半期レビュー基準」第三 報告基準 11）。

5. 継続企業の前提

74. 「四半期レビュー基準」第三 報告基準 12において、監査人は、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合には、次のとおり結論の表明及び四半期レビュー報告書の記載を行うことが求められている。

- ① 継続企業の前提に関する事項が四半期財務諸表に適切に記載されていると判断して、無限定の結論を表明する場合には、当該継続企業の前提に関する事項について四半期レビュー報告書に追記しなければならない。
- ② 継続企業の前提に関する事項が四半期財務諸表に適切に記載されていないと判断した場合は、当該不適切な記載についての限定付結論又は否定的結論を表明し、その理由を記載しなければならない。

上記の四半期レビュー報告書における追記情報の前提となる注記において、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策が記載されることとなっているが、対応策の期間が経営者の評価期間より短い場合、具体的に対応策が提示されていない期間において、なぜ事業活動を継続することができるかと評価したのかについての具体的な評価内容等が記載されているかどうか検討する必要がある。当該記載は、具体的に対応策が提示されていない期間が生じている場合に重要な不確実性が認められる場合もあることから、重要な不確実性が認められる理由において記載されることになると考えられる。

75. 「四半期レビュー基準」には、監査基準及び中間監査基準の報告基準における継続企業の前提の項に規定されている「意見の不表明」に相当する規定は置かれていない。これについては、「四半期レビュー基準の改訂に関する意見書 四半期レビュー基準の改訂について」（平成21年6月30日 企業会計審議会）二 2に記載されているとおり、理論的には、経営者が評価及び対応策を示さないときには、監査人は、重要な四半期レビュー手続を実施できなかったとして結論の表明ができない場合があり得るが、質問及び分析的手続等を基本とする限定されたレビュー手続に基づく消極的形式による結論の表明であること、及び開示の要否や注記の根拠となる証拠資料及び対応策の合理性等に関する証拠資料を入手する必要がないこと等を踏まえ、結論の不表明となる場合が非常に限定されることになるということを示していると考えられる。したがって、通常は、四半期財務諸表に経営者の対応策及

び具体的に対処策が提示されていない期間についての経営者の評価内容等が、重要な不確実性を反映し適切に注記されることによって、無限定の結論が表明され追記情報が記載されることとなる。

76. 極めてまれな状況ではあるが、重要な不確実性が複数存在し、それが四半期財務諸表に及ぼす可能性のある影響が複合的かつ多岐にわたる場合には、監査人は、強調事項区分の記載に代えて結論を表明しないことが適切と考えることがある。この場合、監査人は、結論の表明ができるか否かを慎重に判断しなければならない。また、経営者の対応策及び具体的に対処策が提示されていない期間についての経営者の評価内容等が、注記の内容として不十分と考えられる場合、監査人には、限定付結論、又は、否定的結論を表明することについての慎重な検討が求められる。

77. 継続企業の前提に関する事項について注記がなされた場合で、無限定の結論を表明する場合であっても、監査人は、追記情報として次の事項を強調事項区分に記載しなければならない。

- ① 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する旨及びその内容
 - ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
 - ③ 継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる旨及びその理由
 - ④ 四半期財務諸表は継続企業を前提として作成されており、当該重要な不確実性の影響を四半期財務諸表に反映していない旨
- なお、強調事項区分を設ける場合、強調事項は監査人の結論に影響を及ぼすものではない旨を記載する。

78. 前項②の対応策及び③のうち継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる理由については、内容を記載する方法に代え、四半期財務諸表における該当部分を参照する方法によることができる。

79. 監査人は、継続企業の前提が成立していないことが一定の事実をもって明らかな場合で、四半期財務諸表が継続企業の前提に基づいて作成されているときは、否定的結論を表明する。

80. 四半期会計基準第 19 項(15)においては、事業の性質上営業収益又は営業費用に著しい季節的変動がある場合には、その状況についての注記が求められている。これは同第 39 項に記載されているように、四半期財務諸表の作成基準が実績主義を採用していることにより、各四半期における実績数値が事業の性質によっては一事業年度内において大きく変動することがあることから、業績予測に資する情報の提供の観点から季節変動性についての十分な定性的情報を開示することにより、四半期財務諸表利用者を誤った判断に導く可能性を回避するために求められている注記である。このように四半期毎に大きく業績が変動するような事業の性格等を有する企業においては、一時的に業績が大きく悪化することにより、継続企業の前提に

重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が発生する可能性がある。特に一時的に業績が大きく悪化したことにより債務超過になった場合には、著しい季節的変動等による一時的な悪化であったとしても、継続企業の前提に関する事項の注記が原則として求められているので、監査人は適切な注記がなされているかどうかについて検討することが必要である。

81. 注記が適切に行われているか否かの監査人の判断は、いわゆる二重責任の原則に基づくとともに、四半期財務諸表に記載されているものを対象に行うことになる。また、四半期財務諸表に重要な後発事象として記載された事項が継続企業の前提に関する事項である場合、監査人は、当該後発事象としての開示の適正性に加え、継続企業の前提についての開示が適正に行われているか否かの判断も行わなければならないことに留意する。

6. 追記情報

82. 「四半期レビュー基準の改訂に関する意見書 四半期レビュー基準の改訂について」(平成23年6月30日 企業会計審議会)では、監査人が四半期財務諸表の記載を前提に当該記載を強調することが適当であると判断して追記する強調事項と、監査人が投資者等に対して説明することが適当であると判断して追記する説明事項とを区分して記載することが求められている。
83. 監査人は、四半期レビューを行った四半期財務諸表との重要な相違を識別するため、その他の記載内容を通読しなければならない。
84. 監査人は、その他の記載内容を通読することにより重要な相違を識別した場合、四半期レビューを行った四半期財務諸表又はその他の記載内容を修正する必要があるかどうかを判断しなければならない。
85. 四半期レビューを行った四半期財務諸表に修正が必要であるが、経営者が修正することに同意しない場合、監査人は、除外事項付結論を表明しなければならない。
86. その他の記載内容に修正が必要であるが、経営者が修正することに同意しない場合、監査人は、監査役等に当該事項を報告するとともに、以下のいずれかを行わなければならない。
- (1) 四半期レビュー報告書にその他の事項区分を設け、重要な相違について記載する。
 - (2) 四半期レビュー報告書を発行しない。
 - (3) 可能な場合、四半期レビュー契約を解除する。
87. 監査人は、重要な相違を識別するためにその他の記載内容を通読する際に、明らかな事実の重要な虚偽記載に気付いた場合、経営者と当該事項について協議しなければならない。
88. 監査人は、その他の記載内容に事実の重要な虚偽記載が存在すると判断したが経

営者がそれを修正又は訂正することに同意しない場合、監査役等にその他の記載内容に関する監査人の懸念を知らせるとともに、適切な措置を講じなければならない。この適切な措置には、監査人の顧問弁護士に助言を求めることが含まれる。

7. 比較情報

89. 比較情報が対応数値として表示される場合、監査基準委員会報告書 710「過年度の比較情報—対応数値と比較財務諸表」に準じて四半期財務諸表に対する結論を記載することとなるが、第 90 項及び第 91 項に記載されている場合を除き、四半期財務諸表に対する結論において対応数値に言及してはならない。

なお、四半期財務諸表の比較情報には、前事業年度に対応する四半期会計期間及び四半期累計期間に係る四半期損益計算書並びに前事業年度に対応する四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書（以下「前年同四半期に係る四半期財務諸表」という。）及び前事業年度に係る貸借対照表が含まれる。

90. 以前に発行した前年同四半期の四半期レビュー報告書において除外事項付結論（すなわち、限定付結論、否定的結論又は結論の不表明）が表明されている場合又は以前に発行した前年度の監査報告書において貸借対照表関連の項目を原因とする除外事項付意見が表明されている場合で、かつ当該四半期レビュー報告書における除外事項付結論又は当該監査報告書における除外事項付意見の原因となった事項が未解消のとき、監査人は、当四半期に係る四半期財務諸表に対して除外事項付結論を表明しなければならない。

この場合、監査人は、四半期レビュー報告書の除外事項付結論の根拠区分において、以下のいずれかを記載しなければならない。

- ① 当該事項が当四半期の数値に及ぼす影響又は及ぼす可能性のある影響が重要である場合、除外事項付結論の原因となった事項の説明において、当四半期の数値と比較情報の両方に及ぼす影響について記載する（〈文例 3-2〉参照）。
- ② 上記以外の場合には、当四半期の数値と比較情報との比較可能性の観点から、未解消事項が及ぼす影響又は及ぼす可能性のある影響を勘案した結果、除外事項付結論が表明されている旨を記載する（〈文例 3-3〉参照）。

91. 監査人は、以前に無限定の結論が表明されている四半期財務諸表や無限定適正意見が表明されている前年度の貸借対照表に重要な虚偽表示が存在するという証拠を四半期レビュー手続により入手したが、比較情報が適切に修正再表示されていない又は開示が妥当ではない場合、四半期財務諸表に対する結論において、当該四半期財務諸表に含まれる比較情報について限定付結論、又は、否定的結論を表明しなければならない。

92. 前年同四半期に係る四半期財務諸表について前任監査人が四半期レビューをしており、又は前年度の財務諸表について前任監査人が監査をしている場合に、監査人

が四半期レビュー報告書において、前任監査人により比較情報の四半期レビュー又は監査が行われている旨及びその結論又は意見を記載することとしたときは、監査人は、追記情報（その他の事項区分）として以下の事項を記載しなければならない（＜文例 8-2＞参照）。

- ① 前年同四半期に係る四半期財務諸表が前任監査人により四半期レビューされた旨又は前年度の財務諸表が前任監査人により監査された旨。ただし、比較情報について、四半期会計基準第 37-3 項なお書きに基づき前年度における対応する期間の四半期損益計算書及び四半期包括利益計算書等又は四半期キャッシュ・フロー計算書の開示が行われている場合には、当該前四半期損益計算書及び前四半期包括利益計算書等又は前四半期キャッシュ・フロー計算書が前任監査人により四半期レビューされていない旨を併せて記載する（＜文例 8-3＞参照）。
- ② 前任監査人が表明した四半期財務諸表に対する結論の類型及び除外事項付結論が表明された場合にはその理由、又は前任監査人が表明した監査意見の類型及び除外事項付意見が表明された場合にはその理由
- ③ 前任監査人の四半期レビュー報告書又は監査報告書の日付

Ⅷ 四半期レビュー調書

93. 監査人は、四半期レビューに当たり、一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを実施したこと及び結論を表明するための基礎に基づいて四半期財務諸表に対する結論を表明したことを明らかにするための資料として、十分かつ適切に四半期レビュー調書を作成しなければならない。

また、監査人が四半期レビュー調書に記録する内容の範囲と詳細の程度を決定するに際しては、当該四半期レビューに関与していない別の監査人に対して当該四半期レビュー業務を説明するために必要な情報、すなわち、どのような四半期レビュー手続を、いつ、どの程度実施し、それによりどのような情報からどのような結果が得られたのか、また検討した重要な事項は何であったか、その経過及び結果等、当該情報について理解させるためにはどの程度の文書化が必要かを考慮することが有益である。

なお、四半期レビューに関する調書のファイルは、年度監査の監査ファイルとは別のファイルにして整理することとなるが、四半期レビュー調書作成においては、四半期レビュー調書間の関連性に留意するとともに、四半期レビューが年度の財務諸表の監査と適切に組み合わせて実施されることを踏まえ、それぞれの四半期レビューと年度の財務諸表の監査の調書との関連性にも留意する必要がある。

Ⅸ 四半期レビューに際してのその他の留意事項

1. 監査人の責任及び四半期レビュー手続

94. 四半期レビューは、公認会計士又は監査法人が四半期財務諸表に対して行う監査証明（金融商品取引法第193条の2第1項）であるので、監査人は、四半期レビューに当たり、年度の財務諸表の監査と同様にその手続の実施において職業的専門家としての正当な注意を払う必要があることに留意する。

2. 監査人の交代

95. 「四半期レビュー基準の設定に関する意見書」二 2なお書きにおいて、監査人が交代した場合には、後任の監査人は、前任の監査人から適切な引継ぎを行うとともに、年度の財務諸表の監査計画を踏まえ、四半期レビューが的確に行われるように計画することが求められている。監査人の交代に当たっては監査基準委員会報告書900「監査人の交代」に従う。特に、会計監査人の選任手続と第1四半期の四半期レビュー手続等のタイミングを踏まえ、四半期レビューにおいては交代の適時性及び迅速性が要求されるので、適切に引き継ぐよう注意が必要である。なお、四半期レビューにおいて留意が必要な点は以下のとおりである。

- ・ 前任監査人と後任監査人は適時に速やかに引継ぎを行うとともに、特に前任監査人は当該趣旨に鑑み、十分な協力を行わなければならない。
- ・ 後任監査人は、適時に迅速に引継ぎを受けなければならない。引継ぎに当たっては、四半期レビューにおいては内部統制を含む企業及び企業環境の理解が不可欠であるので、四半期及び年度の財務諸表に係る内部統制を含む企業及び企業環境の十分な理解に努める必要がある。
- ・ 引継ぎにおいては、質問を行うとともに、監査調書の閲覧を行うこととされているが、当該監査調書には、四半期レビュー調書も含まれることに留意する。
- ・ 監査人が途中で交代する場合、後任監査人は、前任監査人の四半期レビュー手続の実施結果を利用できるか否かを慎重に検討しなければならない。その結果を利用した場合においても、四半期レビューの結論の表明についての責任は後任監査人が負うものであり、後任監査人は、自らの判断によって四半期レビューの結論を表明しなければならない。

3. 審査

96. 「四半期レビュー基準の設定に関する意見書」二 3(1)において、監査人は、年度の財務諸表の監査における意見表明に係る審査と同様、四半期レビューに係る結論の表明に先立ち、監査に関する品質管理の基準に基づいて定められた方針と手続に従い、自己の結論が四半期レビューの基準に準拠して適切に形成されているかどうかの審査を受けることが求められている。

当該審査は、年度の財務諸表の監査と四半期レビューの目的や内容等の違いを踏まえて、監査事務所における品質管理に関する方針及び手続に従い、実施されることになる。なお、四半期レビュー業務の品質が合理的に確保される範囲において、四半期レビュー業務に係る審査の方法、内容等を柔軟に定めることができる。

X 適 用

97. 本報告は、平成 20 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度又は事業年度に係る四半期連結財務諸表又は四半期財務諸表の四半期レビューから適用する。
98. 「監査・保証実務委員会報告第 83 号「四半期レビューに関する実務指針」の改正について」（平成 21 年 7 月 8 日）は、平成 21 年 6 月 30 日以後終了する四半期会計期間に係る四半期財務諸表の四半期レビューから適用する。
99. 「監査・保証実務委員会報告第 83 号「四半期レビューに関する実務指針」の改正について」（平成 23 年 7 月 8 日）は、平成 23 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度又は事業年度に係る四半期連結財務諸表又は四半期財務諸表の四半期レビューから適用する。
100. 「監査・保証実務委員会報告第 83 号「四半期レビューに関する実務指針」の改正について」（平成 24 年 6 月 22 日）は、平成 24 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度又は事業年度に係る四半期連結財務諸表又は四半期財務諸表の四半期レビューから適用する。
101. 「監査・保証実務委員会報告第 83 号「四半期レビューに関する実務指針」の改正について」（平成 28 年 2 月 26 日）は、平成 28 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度に係る四半期連結財務諸表の四半期レビューから適用する。

付録 1 四半期レビュー報告書の文例

1. 四半期連結財務諸表に関する四半期レビュー報告書

(1) 第 1 四半期連結財務諸表及び第 3 四半期連結財務諸表に関する四半期レビュー報告書(無限定の結論)の文例(無限責任監査法人の場合で、指定証明の場合)は、以下のとおりである。

<文例 1 >

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成×年×月×日

〇〇株式会社

取締役会 御中

〇 〇 監 査 法 人

指 定 社 員

業 務 執 行 社 員

公 認 会 計 士 〇 〇 〇 〇 印

指 定 社 員

業 務 執 行 社 員

公 認 会 計 士 〇 〇 〇 〇 印

(注 1)

当監査法人(注 2)は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている〇〇株式会社の平成×年×月×日から平成×年×月×日までの連結会計年度の第×四半期連結会計期間(平成×年×月×日から平成×年×月×日まで)及び第×四半期連結累計期間(平成×年×月×日から平成×年×月×日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書(注 3)(注 4)(注 5)及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人(注 2)の責任は、当監査法人(注 2)が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人(注 2)は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人（注2）は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人（注2）が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、〇〇株式会社及び連結子会社の平成×年×月×日現在の財政状態及び同日をもって終了する第×四半期連結累計期間の経営成績（注3）（注4）（注6）を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員（注2）の間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注1）

① 監査人が無限責任監査法人の場合で、指定証明でないときには、以下とする。

○ ○ 監 査 法 人

代 表 社 員

業 務 執 行 社 員 公 認 会 計 士 ○ ○ ○ ○ 印

業 務 執 行 社 員 公 認 会 計 士 ○ ○ ○ ○ 印

② 監査人が有限責任監査法人の場合は、以下とする。

○ ○ 有 限 責 任 監 査 法 人

指 定 有 限 責 任 社 員

業 務 執 行 社 員 公 認 会 計 士 ○ ○ ○ ○ 印

指 定 有 限 責 任 社 員

業 務 執 行 社 員 公 認 会 計 士 ○ ○ ○ ○ 印

③ 監査人が公認会計士の場合には、以下とする。

○ ○ ○ ○ 公 認 会 計 士 事 務 所

公 認 会 計 士 ○ ○ ○ ○ 印

○ ○ ○ ○ 公 認 会 計 士 事 務 所

公 認 会 計 士 ○ ○ ○ ○ 印

- (注2) 監査人が公認会計士の場合には、「私」又は「私たち」とする。
- (注3) 四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成する場合の「四半期レビューの対象」の区分及び「監査人の結論」の区分の記載は、それぞれ以下とする。
- ①「四半期レビューの対象」の区分
- 「四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書」を「四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書」とする。
- ②「監査人の結論」の区分
- 「平成×年×月×日現在の財政状態及び同日をもって終了する第×四半期連結累計期間の経営成績」を「平成×年×月×日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第×四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況」とする。
- (注4) 四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書並びに四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成する場合の「四半期レビューの対象」の区分及び「監査人の結論」の区分の記載は、それぞれ以下とする。
- ①「四半期レビューの対象」の区分
- 「四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書」を「四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書」とする。
- ②「監査人の結論」の区分（第1四半期連結会計期間の場合）
- 「平成×年×月×日現在の財政状態及び同日をもって終了する第×四半期連結累計期間の経営成績」を「平成×年×月×日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況」とする。
- ③「監査人の結論」の区分（第3四半期連結会計期間の場合）
- 「平成×年×月×日現在の財政状態及び同日をもって終了する第×四半期連結累計期間の経営成績」を「平成×年×月×日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況」とする。
- (注5) 四半期連結損益及び包括利益計算書を作成する場合は、「四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書」を「四半期連結損益及び包括

利益計算書」とする。

(注6) 第3四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書を作成する場合は、「平成×年×月×日現在の財政状態及び同日をもって終了する第×四半期連結累計期間の経営成績」を「平成×年×月×日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績」とする。

(注7) 四半期レビュー報告書の作成に当たっては、以下の監査基準委員会報告書及び監査・保証実務委員会実務指針の取扱いを参考にすることとする。

- ・ 監査基準委員会報告書700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」
- ・ 監査基準委員会報告書705「独立監査人の監査報告書における除外事項付意見」
- ・ 監査基準委員会報告書706「独立監査人の監査報告書における強調事項区分とその他の事項区分」
- ・ 監査基準委員会報告書710「過年度の比較情報 - 対応数値と比較財務諸表」
- ・ 監査基準委員会報告書720「監査した財務諸表が含まれる開示書類におけるその他の記載内容に関連する監査人の責任」
- ・ 監査基準委員会報告書560「後発事象」
- ・ 監査・保証実務委員会実務指針第85号「監査報告書の文例」

(2) 第2四半期連結財務諸表に関する四半期レビュー報告書(無限定の結論)の文例(無限責任監査法人の場合で、指定証明の場合)は、以下のとおりである。

<文例2>

<u>独立監査人の四半期レビュー報告書</u>		平成×年×月×日
〇〇株式会社		
取締役会 御中		
	○ ○ 監 査 法 人	
	指 定 社 員	
	業 務 執 行 社 員	公認会計士 ○○○○ 印
	指 定 社 員	
	業 務 執 行 社 員	公認会計士 ○○○○ 印
		(注1)

当監査法人（注2）は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている〇〇株式会社の平成×年×月×日から平成×年×月×日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成×年×月×日から平成×年×月×日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成×年×月×日から平成×年×月×日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書（注3）、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人（注2）の責任は、当監査法人（注2）が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人（注2）は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人（注2）は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人（注2）が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、〇〇株式会社及び連結子会社の平成×年×月×日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況（注4）を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員（注2）の間には、公認会計士法の規定によ

り記載すべき利害関係はない。

以 上

(注1) (注2) <文例1> (注1) (注2) に同じ

(注3) <文例1> (注5) に同じ

(注4) 第2四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書を作成する場合は、「平成×年×月×日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況」を「平成×年×月×日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況」とする。

(注5) <文例1> (注7) に同じ

(3) 結論に関する除外

以下の3つの文例は、第2四半期連結財務諸表に関する四半期レビュー報告書の文例であり、四半期レビューの対象及び四半期連結財務諸表に対する経営者の責任については、無限定の結論の四半期レビュー報告書文例と同じものを記載する。

<文例3-1>

監査人の責任

当監査法人の責任は、(以下、無限定の結論と同じ)・・・・・・・・・・・・・・
四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、(以下、無限定の結論と同じ)・・・・・・・・・・・・・・
限定された手続である。

当監査法人は、限定付結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

限定付結論の根拠

会社は、・・・・・・・・・・・・・・について、・・・・・・・・・・・・・・の計上を行っていない。我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していれば・・・・・・・・・・・・・・を計上することが必要である。この結果、営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益はそれぞれ〇〇百万円過大に、四半期純利益は〇〇百万円過大に表示されている。(注)

限定付結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、「限定付結論の根拠」に記載した事項の四半期連結財務諸表に及ぼす影響を除き、我が国

において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、○
○株式会社及び連結子会社の平成×年×月×日現在の財政状態並びに同日をもって
終了する第２四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に
表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

(注) 四半期連結財務諸表に及ぼしている影響の記載は、当該影響を記載する
ことができる場合に記載する。

(第90項①に基づく限定付結論を表明する場合)

<文例3-2>

本文例の前提となる状況は、次のとおりである。

- ・ 前年同四半期において、重要な虚偽表示により四半期連結財務諸表に対して
限定付結論を表明しており、かつ、前連結会計年度においても、連結貸借対照
表の項目を原因とする限定付適正意見を表明している。
- ・ 当四半期においても、除外事項の原因となった事項は未解消であり、当該事
項が当四半期の四半期連結財務諸表に及ぼす影響は重要であるが広範ではな
いため、当四半期の四半期連結財務諸表に対して限定付結論を表明することと
した。

監査人の責任

当監査法人の責任は、(以下、無限定の結論と同じ)・・・・・・・・・・・・
四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、(以下、無限定の結論と同じ)・・・・・・・・・・・・
限定された手続である。

当監査法人は、限定付結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

限定付結論の根拠

会社は、・・・・・・・・・・について、・・・・・・・・・・ではなく、・・・・・・・・・・により
計上している。我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作
成基準に準拠していれば・・・・・・・・・・を計上することが必要である。これは、当監
査法人が前連結会計年度の第２四半期連結会計期間及び第２四半期連結累計期間の
四半期連結財務諸表に対して限定付結論を表明する原因となっており、また、前連結
会計年度の連結財務諸表に対して限定付適正意見を表明する原因となっている。この
結果、前連結会計年度の第２四半期連結累計期間について、営業利益、経常利益及び
税金等調整前四半期純利益はそれぞれ〇〇百万円過大に、四半期純利益は〇〇百万円
過大に表示され、当連結会計年度の第２四半期連結累計期間について、営業利益、経
常利益及び税金等調整前四半期純利益はそれぞれ〇〇百万円過大に、四半期純利益は
〇〇百万円過大に表示されている。また、前連結会計年度の連結貸借対照表につい

て、・・・・・・は〇〇百万円過大に表示され、当連結会計年度の第2四半期連結会計期間の四半期連結貸借対照表について、・・・・・・は〇〇百万円過大に表示されている。(注)

限定付結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、「限定付結論の根拠」に記載した事項の四半期連結財務諸表に及ぼす影響を除き、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、〇〇株式会社及び連結子会社の平成×年×月×日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

(注) 四半期連結財務諸表に及ぼしている影響の記載は、当該影響を記載することができる場合に記載する。

(第90項②に基づく限定付結論を表明する場合)

<文例3-3>

本文例の前提となる状況は、次のとおりである。

- ・ 前連結会計年度において、十分かつ適切な監査証拠を入手することができず、かつ、未発見の虚偽表示の連結貸借対照表に及ぼす可能性のある影響が重要であるが広範ではないため、連結貸借対照表の項目を原因とする限定付適正意見を表明している。
- ・ 当四半期においても、除外事項の原因となった事項は未解消であり、当該事項が当四半期の四半期連結貸借対照表に及ぼす可能性のある影響は重要ではないが、未解消事項が当四半期の四半期連結貸借対照表と比較情報である前連結会計年度の連結貸借対照表の比較可能性に及ぼす可能性のある影響によって、当四半期の四半期連結財務諸表に対して限定付結論を表明することとした。

監査人の責任

当監査法人の責任は、(以下、無限定の結論と同じ)・・・・・・
四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、(以下、無限定の結論と同じ)・・・・・・
限定された手続である。

当監査法人は、限定付結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

限定付結論の根拠

会社は、・・・・・・・・・・しており、当監査法人は・・・・・・・・・・できなかつたため、・・・・・・・・・・について、十分かつ適切な監査証拠を入手することができず、これらの金額に修正が必要となるかどうかについて判断することができなかつたため、前連結会計年度の連結財務諸表に対して限定付適正意見を表明している。当該事項が当連結会計年度の第2四半期連結会計期間の四半期連結貸借対照表と比較情報である前連結会計年度の連結貸借対照表の比較可能性に影響を及ぼす可能性があるため、当連結会計年度の第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の四半期連結財務諸表に対して限定付結論を表明している。

限定付結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、「限定付結論の根拠」に記載した事項の比較情報に及ぼす可能性のある影響を除き、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、〇〇株式会社及び連結子会社の平成×年×月×日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかつた。

(4) 否定的結論

以下の文例は、第2四半期連結財務諸表に関する四半期レビュー報告書の文例であり、四半期レビューの対象及び四半期連結財務諸表に対する経営者の責任については、無限定の結論の四半期レビュー報告書文例と同じものを記載する。

<文例4>

監査人の責任

当監査法人の責任は、(以下、無限定の結論と同じ)・・・・・・・・・・四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、(以下、無限定の結論と同じ)・・・・・・・・・・限定された手続である。

当監査法人は、否定的結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

否定的結論の根拠

会社は、・・・・・・・・・・について、・・・・・・・・・・の計上を行っていない。我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していれば・・・・・・・・・・を計上する必要がある。この結果、営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益はそれぞれ〇〇百万円過大に、四半期純利益は〇〇百万円過大に表示されている。(注)

否定的結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、「否定的結論の根拠」に記載した事項の四半期連結財務諸表に及ぼす影響の重要性に鑑み、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、〇〇株式会社及び連結子会社の平成×年×月×日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、重要な点において適正に表示していないと信じさせる事項が認められた。

(注) 四半期連結財務諸表に及ぼしている影響の記載は、当該影響額を記載することができる場合に記載する。

(5) 四半期レビュー範囲の制約

以下の文例は、第2四半期連結財務諸表に関する四半期レビュー報告書の文例であり、四半期レビューの対象及び四半期連結財務諸表に対する経営者の責任については、無限定の結論の四半期レビュー報告書文例と同じものを記載する。

<文例5>

監査人の責任

当監査法人の責任は、(以下、無限定の結論と同じ)・・・・・・・・・・・・
四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、(以下、無限定の結論と同じ)・・・・・・・・・・・・
限定された手続である。

当監査法人は、限定付結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

限定付結論の根拠

当監査法人は、(実施できなかった重要な四半期レビュー手続及び当該事実が影響する事項を具体的に記載する)・・・・・・・・・・・・ことができなかった。

限定付結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、「限定付結論の根拠」に記載した事項の四半期連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響を除き、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、〇〇株式会社及び連結子会社の平成×年×月×日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

(6) 結論の不表明

以下の文例は、第2四半期連結財務諸表に関する四半期レビュー報告書の文例であり、四半期レビューの対象及び四半期連結財務諸表に対する経営者の責任については、無限定の結論の四半期レビュー報告書文例と同じものを記載する。

<文例6>

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

しかしながら、「結論の不表明の根拠」に記載した事項により、当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手することができなかった。

結論の不表明の根拠

当監査法人は、(実施できなかった重要な四半期レビュー手続及び結論の表明を行えない理由を具体的に記載する).....ことができなかった。

結論の不表明

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、「結論の不表明の根拠」に記載した事項の四半期連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響の重要性に鑑み、〇〇株式会社及び連結子会社の平成×年×月×日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかったかどうかについての結論を表明しない。

(7) 継続企業の前提

① 無限定の結論の表明

監査人は、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合で、継続企業を前提として四半期連結財務諸表を作成することが適切であり、かつ、継続企業の前提に関する事項の開示が適切であると判断したときには無限定の結論を表明する。その場合には、四半期連結財務諸表における当該事項の開示について注意を喚起するため、四半期レビュー報告書に追記情報（「強調事項」の区分）を記載することが必要になる。

② 追記情報（「強調事項」の区分）の内容

継続企業の前提について追記情報（「強調事項」の区分）を記載する場合には、次の事項を四半期レビュー報告書に記載しなければならない。

ア. 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する

旨及びその内容

- イ. 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
 - ウ. 継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる旨及びその理由
 - エ. 四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、当該重要な不確実性の影響を四半期連結財務諸表に反映していない旨
- なお、強調事項区分を設ける場合、強調事項は監査人の結論に影響を及ぼすものではない旨を記載する。

(注) イ. の対応策及びウ. のうち継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる理由については、内容を記載する方法に代え、四半期連結財務諸表における該当部分を参照する方法によることができる。

(継続企業の前提に関する追記情報)

< 文例 7-1 >

強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は・・・の状況にあり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在している。当該状況を解消し、又は改善するため・・・をしてもなお・・・のため、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

(継続企業の前提に関する追記情報：対応策及び継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる理由について、四半期連結財務諸表における該当部分を参照する方法)

< 文例 7-2 >

強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は・・・の状況にあり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

③ 結論に関する除外と否定的結論

監査人は、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合において、継続企業の前提に関する事項が四半期連結財務諸表に適切に記載されていないと判断したときは、当該不適切な記載についての限定付結論を表明するか、又は、否定的結論を表明しその理由を四半期レビュー報告書に記載する。

限定付結論を表明する場合、四半期レビュー報告書において、除外事項とした継続企業の前提に関する事項の内容及び限定付結論とした理由を「限定付結論の根拠」の区分に記載する。

否定的結論を表明する場合、四半期レビュー報告書において、否定的結論の原因となった継続企業の前提に関する事項の内容及び否定的結論とした理由を「否定的結論の根拠」の区分に記載する。

(継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるにもかかわらず、継続企業の前提に関する事項の開示が不足しており、その内容の四半期連結財務諸表に及ぼす影響を勘案し限定付結論を表明する場合)

以下の文例は、第2四半期連結財務諸表に関する四半期レビュー報告書の文例であり、四半期レビューの対象及び四半期連結財務諸表に対する経営者の責任については、無限定の結論の四半期レビュー報告書文例と同じものを記載する。

<文例7-3>

監査人の責任

当監査法人の責任は、(以下、無限定の結論と同じ)・・・・・・・・・・
四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、(以下、無限定の結論と同じ)・・・・・・・・・・
限定された手続である。

当監査法人は、限定付結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

限定付結論の根拠

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は〇〇百万円の債務超過の状況にあり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。

当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については、当該注記に記載されているが、・・・・という状況が存在しており、会社は当該事実を十分に開示していない。

限定付結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、「限定付結論の根拠」に記載した事項の四半期連結財務諸表に及ぼす影響を除き、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、〇〇株式会社及び連結子会社の平成×年×月×日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第２四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

(継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるにもかかわらず、会社が何らの開示を行っておらず、かつ、その事象又は状況が四半期連結財務諸表に重要な影響を及ぼしており、否定的結論を表明する場合)

以下の文例は、第２四半期連結財務諸表に関する四半期レビュー報告書の文例であり、四半期レビューの対象及び四半期連結財務諸表に対する経営者の責任については、無限定の結論の四半期レビュー報告書文例と同じものを記載する。

<文例 7-4 >

監査人の責任

当監査法人の責任は、(以下、無限定の結論と同じ)・・・・・・・・・・・・
四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、(以下、無限定の結論と同じ)・・・・・・・・・・・・
限定された手続である。

当監査法人は、否定的結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

否定的結論の根拠

四半期連結財務諸表によると、会社は〇〇百万円の債務超過の状況で、かつ、一年以内償還予定の社債が〇〇百万円あり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、・・・・のため、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるが、会社は四半期連結財務諸表に何ら記載していない。

否定的結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、「否定的結論の根拠」に記載した事項の四半期連結財務諸表に及ぼす影響の重要性に鑑み、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、〇〇株式会社及び連結子会社の平成×年×月×日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第２四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を重要な点において適正に表示していないと信じさせる事項が認められた。

(自己破産の申立てという継続企業の前提が成立していない場合において、継続企業の前提に基づいて四半期連結財務諸表を作成しているときに、否定的結論を表明する場合)

以下の文例は、第2四半期連結財務諸表に関する四半期レビュー報告書の文例であり、四半期レビューの対象及び四半期連結財務諸表に対する経営者の責任については、無限定の結論の四半期レビュー報告書文例と同じものを記載する。

<文例7-5>

監査人の責任

当監査法人の責任は、(以下、無限定の結論と同じ)・・・・・・・・・・・・
四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、(以下、無限定の結論と同じ)・・・・・・・・・・・・
限定された手続である。

当監査法人は、否定的結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

否定的結論の根拠

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は返済期日が平成×年×月×日に到来する借入金について返済不能となり、平成×年7月10日に自己破産の申立てを〇〇裁判所に行った。このような状況にもかかわらず上記の四半期連結財務諸表は、継続企業を前提として作成されている。

否定的結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、「否定的結論の根拠」に記載した事項の四半期連結財務諸表に及ぼす影響の重要性に鑑み、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、〇〇株式会社及び連結子会社の平成×年×月×日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を重要な点において適正に表示していないと信じさせる事項が認められた。

(8) 追記情報

四半期レビュー報告書に追記情報を記載する場合は、四半期連結財務諸表に対する結論の区分と「利害関係」の区分の間に「強調事項」、「その他の事項」、又は他の適切な見出しを付して記載する。以下の文例は、追記情報の文例である。

(追記情報(強調事項)を記載する場合)

<文例8-1>

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、(以下、無限定の結論と同じ).....適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

注記事項××に記載されているとおり、.....。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

(第92項に基づく追記情報(その他の事項)を記載する場合)

<文例8-2>

本文例の前提となる状況は、次のとおりである。

- ・ 監査人は、平成×1年4月1日以後開始する連結会計年度から監査及び四半期レビュー契約を会社と締結した。なお、前年度までは、前任監査人によって四半期レビュー及び監査が実施されていた。
- ・ 監査人は、四半期レビュー報告書において、前任監査人によって比較情報の四半期レビュー及び監査が行われている旨を記載することとした。
- ・ 前任監査人の四半期レビュー報告書及び監査報告書に係る情報は、以下のとおりである。
 - ① 前連結会計年度の第1四半期連結会計期間及び第1四半期連結累計期間の四半期連結財務諸表に係る前任監査人の四半期レビュー報告書
無限定の結論(平成×0年8月×日付け)
 - ② 前連結会計年度の連結財務諸表に係る前任監査人の監査報告書
無限定適正意見(平成×1年6月×日付け)

その他の事項

会社の平成×1年3月31日をもって終了した前連結会計年度の第1四半期連結会計期間及び第1四半期連結累計期間に係る四半期連結財務諸表並びに前連結会計年度の連結財務諸表は、それぞれ、前任監査人によって四半期レビュー及び監査が実施されている。前任監査人は、当該四半期連結財務諸表に対して平成×0年8月×日付けで無限定の結論を表明しており、また、当該連結財務諸表に対して平成×1年6月×日付けで無限定適正意見を表明している。

(第92項①ただし書きに基づく追記情報(その他の事項)を記載する場合)

<文例8-3>

本文例の前提となる状況は、次のとおりである。

- ・ 監査人は、平成×1年4月1日以後開始する連結会計年度から監査及び四半期レビュー契約を会社と締結した。なお、前年度までは、前任監査人によって四半期レビュー及び監査が実施されていた。
- ・ 会社は、前第2四半期連結会計期間及び前第3四半期連結会計期間の四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書並びに前第1四半期連結累計期間及び前第3四半期連結累計期間の四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成していなかったが、当四半期から作成及び開示を行うこととし、比較情報についても開示することとした。なお、監査人は、これらの比較情報に係る四半期レビュー手続を実施することが可能であると判断した。
- ・ 監査人は、四半期レビュー報告書において、前任監査人により比較情報の四半期レビュー及び監査が行われている旨を記載することとした。
- ・ 前任監査人の四半期レビュー報告書及び監査報告書に係る情報は、以下のとおりである。

① 前連結会計年度の四半期連結財務諸表に係る前任監査人の四半期レビュー報告書

イ 第1四半期

無限定の結論 (平成×0年8月×日付け)

ロ 第2四半期

無限定の結論 (平成×0年11月×日付け)

ハ 第3四半期

無限定の結論 (平成×1年2月×日付け)

② 前連結会計年度の連結財務諸表に係る前任監査人の監査報告書

無限定適正意見 (平成×1年6月×日付け)

(第1四半期レビュー報告書の文例)

その他の事項

会社の平成×1年3月31日をもって終了した前連結会計年度の第1四半期連結会計期間及び第1四半期連結累計期間に係る四半期連結財務諸表並びに前連結会計年度の連結財務諸表は、それぞれ、前任監査人によって四半期レビュー及び監査が実施されている。ただし、比較情報のうち、前第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書については、前任監査人による四半期レビューの対象となっていない。前任監査人は、当該四半期連結財務諸表に対して平成×0年8月×日付けで無限定の結論を表明しており、また、当該連結財務諸表に対して平成×1年6月×日付けで無限定適正意見を表明している。

(第2四半期レビュー報告書の文例)

その他の事項

会社の平成×1年3月31日をもって終了した前連結会計年度の第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間に係る四半期連結財務諸表並びに前連結会計年度の連結財務諸表は、それぞれ、前任監査人によって四半期レビュー及び監査が実施されている。ただし、比較情報のうち、前第2四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書については、前任監査人による四半期レビューの対象となっていない。前任監査人は、当該四半期連結財務諸表に対して平成×0年11月×日付けで無限定の結論を表明しており、また、当該連結財務諸表に対して平成×1年6月×日付けで無限定適正意見を表明している。

(第3四半期レビュー報告書の文例)

その他の事項

会社の平成×1年3月31日をもって終了した前連結会計年度の第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間に係る四半期連結財務諸表並びに前連結会計年度の連結財務諸表は、それぞれ、前任監査人によって四半期レビュー及び監査が実施されている。ただし、比較情報のうち、前第3四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書並びに前第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書については、前任監査人による四半期レビューの対象となっていない。前任監査人は、当該四半期連結財務諸表に対して平成×1年2月×日付けで無限定の結論を表明しており、また、当該連結財務諸表に対して平成×1年6月×日付けで無限定適正意見を表明している。

2. 四半期財務諸表に関する四半期レビュー報告書

- (1) 第1四半期財務諸表及び第3四半期財務諸表に関する四半期レビュー報告書(無限定の結論)の文例(無限責任監査法人の場合で、指定証明の場合)は、以下のとおりである。なお、無限定の結論以外の文例については、「1. 四半期連

結財務諸表に関する四半期レビュー報告書」に準じて取り扱うものとする。

<文例9>

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成×年×月×日

〇〇株式会社

取締役会 御中

〇 〇 監 査 法 人

指 定 社 員

業 務 執 行 社 員

公 認 会 計 士 〇 〇 〇 〇 印

指 定 社 員

業 務 執 行 社 員

公 認 会 計 士 〇 〇 〇 〇 印

(注1)

当監査法人(注2)は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている〇〇株式会社の平成×年×月×日から平成×年×月×日までの第×期事業年度の第×四半期会計期間(平成×年×月×日から平成×年×月×日まで)及び第×四半期累計期間(平成×年×月×日から平成×年×月×日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書(注3)(注4)及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人(注2)の責任は、当監査法人(注2)が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人(注2)は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人(注2)は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人（注2）が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、〇〇株式会社の平成×年×月×日現在の財政状態及び同日をもって終了する第×四半期累計期間の経営成績（注3）（注4）（注5）を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員（注2）の間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注1）（注2） <文例1>（注1）（注2）に同じ

（注3） 四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書を作成する場合の「四半期レビューの対象」の区分及び「監査人の結論」の区分の記載は、それぞれ以下とする。

① 「四半期レビュー対象」の区分

「四半期貸借対照表、四半期損益計算書」を「四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書」とする。

② 「監査人の結論」の区分

「平成×年×月×日現在の財政状態及び同日をもって終了する第×四半期累計期間の経営成績」を「平成×年×月×日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第×四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況」とする。

（注4） 四半期会計期間に係る四半期損益計算書及び四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書を作成する場合の「四半期レビューの対象」の区分及び「監査人の結論」の区分の記載は、それぞれ以下とする。

① 「四半期レビューの対象」の区分

「四半期貸借対照表、四半期損益計算書」を「四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書」とする。

② 「監査人の結論」の区分（第1四半期会計期間の場合）

「平成×年×月×日現在の財政状態及び同日をもって終了する第×四半期累計期間の経営成績」を「平成×年×月×日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況」とする。

③ 「監査人の結論」の区分（第3四半期会計期間の場合）

「平成×年×月×日現在の財政状態及び同日をもって終了する第×

四半期累計期間の経営成績」を「平成×年×月×日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間の経営成績並びに第3四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況」とする。

(注5) 第3四半期会計期間に係る四半期損益計算書を作成する場合は、「平成×年×月×日現在の財政状態及び同日をもって終了する第×四半期累計期間の経営成績」を「平成×年×月×日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間の経営成績」とする。

(注6) <文例1> (注7) に同じ

(2) 第2四半期財務諸表に関する四半期レビュー報告書(無限定の結論)の文例(無限責任監査法人の場合で、指定証明の場合)は、以下のとおりである。なお、無限定の結論以外の文例については、「1. 四半期連結財務諸表に関する四半期レビュー報告書」に準じて取り扱うものとする。

<文例10>

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成×年×月×日

〇〇株式会社

取締役会 御中

〇 〇 監 査 法 人

指 定 社 員

業 務 執 行 社 員

公 認 会 計 士 〇 〇 〇 〇 印

指 定 社 員

業 務 執 行 社 員

公 認 会 計 士 〇 〇 〇 〇 印

(注1)

当監査法人(注2)は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている〇〇株式会社の平成×年×月×日から平成×年×月×日までの第×期事業年度の第2四半期会計期間(平成×年×月×日から平成×年×月×日まで)及び第2四半期累計期間(平成×年×月×日から平成×年×月×日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作

成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人（注2）の責任は、当監査法人（注2）が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人（注2）は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人（注2）は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人（注2）が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、〇〇株式会社の平成×年×月×日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況（注3）を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員（注2）の間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注1）（注2） <文例1>（注1）（注2）に同じ

（注3） 第2四半期会計期間に係る四半期損益計算書を作成する場合は、「平成×年×月×日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況」を「平成×年×月×日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期会計期間及び第2四半期累計期間の経営成績並びに第2四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況」とする。

（注4） <文例1>（注7）に同じ

3. 四半期連結財務諸表に関する四半期レビュー報告書（IFRS 任意適用会社）

- (1) 要約四半期連結財務諸表(※)に関する四半期レビュー報告書(無限定の結論)の文例(無限責任監査法人の場合で、指定証明の場合)は、以下のとおりである。なお、無限定の結論以外の文例については、「1. 四半期連結財務諸表に関する四半期レビュー報告書」に準じて取り扱うものとする。

<文例11>

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成×年×月×日

〇〇株式会社

取締役会 御中

〇 〇 監 査 法 人

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 〇〇〇〇 印

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 〇〇〇〇 印

(注1)

当監査法人(注2)は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている〇〇株式会社の平成×年×月×日から平成×年×月×日までの連結会計年度の第×四半期連結会計期間(平成×年×月×日から平成×年×月×日まで)及び第×四半期連結累計期間(平成×年×月×日から平成×年×月×日まで)に係る要約四半期連結財務諸表、すなわち、要約四半期連結財政状態計算書、要約四半期連結損益計算書、要約四半期連結包括利益計算書(注3)、要約四半期連結持分変動計算書、要約四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

要約四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第93条の規定により国際会計基準第34号「期中財務報告」(注4)に準拠して要約四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない要約四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人(注2)の責任は、当監査法人(注2)が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から要約四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人(注2)は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビ

ューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人（注2）は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人（注2）が実施した四半期レビューにおいて、上記の要約四半期連結財務諸表が、国際会計基準第34号「期中財務報告」（注4）に準拠して、〇〇株式会社及び連結子会社の平成×年×月×日現在の財政状態、同日をもって終了する第×四半期連結会計期間及び第×四半期連結累計期間の経営成績並びに第×四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況（注5）を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員（注2）の間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 要約四半期連結財務諸表とは、国際会計基準第34号「期中財務報告」第8項で規定されている財務諸表のことを意味している。

（注1）（注2） <文例1>（注1）（注2）に同じ

（注3） 要約四半期連結損益計算書及び要約四半期連結包括利益計算書を1計算書方式で作成する場合には、「要約四半期連結損益計算書、要約四半期連結包括利益計算書」を「要約四半期連結包括利益計算書」とする。

（注4） 指定国際会計基準が国際会計基準と異なる場合には、「国際会計基準第34号「期中財務報告」」を「指定国際会計基準が定める国際会計基準第34号「期中財務報告」」とする。

（注5） 第1四半期連結会計期間の場合、「平成×年×月×日現在の財政状態、同日をもって終了する第×四半期連結会計期間及び第×四半期連結累計期間の経営成績並びに第×四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況」を「平成×年×月×日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況」とする。

（注6） <文例1>（注7）に同じ

(2) 四半期連結財務諸表（※）に関する四半期レビュー報告書（無限定の結論）の文例（無限責任監査法人の場合で、指定証明の場合）は、以下のとおりである。なお、無限定の結論以外の文例については、「1. 四半期連結財務諸表に関する四半期レビュー報告書」に準じて取り扱うものとする。

<文例12>

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成×年×月×日

〇〇株式会社

取締役会 御中

〇 〇 監 査 法 人

指 定 社 員

業 務 執 行 社 員

指 定 社 員

業 務 執 行 社 員

公認会計士 〇〇〇〇 印

公認会計士 〇〇〇〇 印

(注1)

当監査法人（注2）は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている〇〇株式会社の平成×年×月×日から平成×年×月×日までの連結会計年度の第×四半期連結会計期間（平成×年×月×日から平成×年×月×日まで）及び第×四半期連結累計期間（平成×年×月×日から平成×年×月×日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結財政状態計算書、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書（注3）、四半期連結持分変動計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書、四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第93条の規定により国際会計基準第34号「期中財務報告」（注4）に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人（注2）の責任は、当監査法人（注2）が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人（注2）は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人（注2）は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人（注2）が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、国際会計基準第34号「期中財務報告」（注4）に準拠して、〇〇株式会社及び連結子会社の平成×年×月×日現在の財政状態、同日をもって終了する第×四半期連結会計期間及び第×四半期連結累計期間の経営成績並びに第×四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況（注5）を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員（注2）の間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

四半期連結財務諸表とは、国際会計基準第34号「期中財務報告」第5項で規定されている完全な1組の財務諸表のことを意味している。

（注1）（注2） <文例1>（注1）（注2）に同じ

（注3） 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書を1計算書方式で作成する場合には、「四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書」を「四半期連結包括利益計算書」とする。

（注4） <文例11>（注4）に同じ

（注5） 第1四半期連結会計期間の場合、「平成×年×月×日現在の財政状態、同日をもって終了する第×四半期連結会計期間及び第×四半期連結累計期間の経営成績並びに第×四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況」を「平成×年×月×日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況」とする。

（注6） <文例1>（注7）に同じ

4. 四半期連結財務諸表に関する四半期レビュー報告書（修正国際基準適用会社）

（1）要約四半期連結財務諸表（※）に関する四半期レビュー報告書（無限定の結論）の文例（無限責任監査法人の場合で、指定証明の場合）は、以下のとおりである。

なお、無限定の結論以外の文例については、「1. 四半期連結財務諸表に関する四半期レビュー報告書」に準じて取り扱うものとする。

<文例13>

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成×年×月×日

〇〇株式会社

取締役会 御中

〇 〇 監 査 法 人

指 定 社 員

業 務 執 行 社 員

公 認 会 計 士 〇 〇 〇 〇 印

指 定 社 員

業 務 執 行 社 員

公 認 会 計 士 〇 〇 〇 〇 印

(注1)

当監査法人(注2)は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている〇〇株式会社の平成×年×月×日から平成×年×月×日までの連結会計年度の第×四半期連結会計期間(平成×年×月×日から平成×年×月×日まで)及び第×四半期連結累計期間(平成×年×月×日から平成×年×月×日まで)に係る要約四半期連結財務諸表、すなわち、要約四半期連結財政状態計算書、要約四半期連結損益計算書、要約四半期連結包括利益計算書(注3)、要約四半期連結持分変動計算書、要約四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

要約四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第94条の規定により修正国際基準に定める国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して要約四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない要約四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人(注2)の責任は、当監査法人(注2)が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から要約四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人(注2)は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施

される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人（注2）は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人（注2）が実施した四半期レビューにおいて、上記の要約四半期連結財務諸表が、修正国際基準に定める国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して、〇〇株式会社及び連結子会社の平成×年×月×日現在の財政状態、同日をもって終了する第×四半期連結会計期間及び第×四半期連結累計期間の経営成績並びに第×四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況（注4）を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員（注2）の間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 要約四半期連結財務諸表とは、修正国際基準に定める国際会計基準第34号「期中財務報告」第8項で規定されている財務諸表のことを意味している。

（注1）（注2） <文例1>（注1）（注2）に同じ

（注3） 要約四半期連結損益計算書及び要約四半期連結包括利益計算書を1計算書方式で作成する場合には、「要約四半期連結損益計算書、要約四半期連結包括利益計算書」を「要約四半期連結包括利益計算書」とする。

（注4） 第1四半期連結会計期間の場合、「平成×年×月×日現在の財政状態、同日をもって終了する第×四半期連結会計期間及び第×四半期連結累計期間の経営成績並びに第×四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況」を「平成×年×月×日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況」とする。

（注5） <文例1>（注7）に同じ

(2) 四半期連結財務諸表（※）に関する四半期レビュー報告書（無限定の結論）の文例（無限責任監査法人の場合で、指定証明の場合）は、以下のとおりである。なお、無限定の結論以外の文例については、「1. 四半期連結財務諸表に関する四半期レビュー報告書」に準じて取り扱うものとする。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成×年×月×日

〇〇株式会社

取締役会 御中

〇 〇 監 査 法 人

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 〇〇〇〇 印

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 〇〇〇〇 印

(注1)

当監査法人(注2)は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている〇〇株式会社の平成×年×月×日から平成×年×月×日までの連結会計年度の第×四半期連結会計期間(平成×年×月×日から平成×年×月×日まで)及び第×四半期連結累計期間(平成×年×月×日から平成×年×月×日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結財政状態計算書、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書(注3)、四半期連結持分変動計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書、四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第94条の規定により修正国際基準に定める国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人(注2)の責任は、当監査法人(注2)が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人(注2)は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人（注2）は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人（注2）が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、修正国際基準に定める国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して、〇〇株式会社及び連結子会社の平成×年×月×日現在の財政状態、同日をもって終了する第×四半期連結会計期間及び第×四半期連結累計期間の経営成績並びに第×四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況（注4）を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員（注2）の間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 四半期連結財務諸表とは、修正国際基準に定める国際会計基準第34号「期中財務報告」第5項で規定されている完全な1組の財務諸表のことを意味している。

（注1）（注2） <文例1>（注1）（注2）に同じ

（注3） 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書を1計算書方式で作成する場合には、「四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書」を「四半期連結包括利益計算書」とする。

（注4） 第1四半期連結会計期間の場合、「平成×年×月×日現在の財政状態、同日をもって終了する第×四半期連結会計期間及び第×四半期連結累計期間の経営成績並びに第×四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況」を「平成×年×月×日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況」とする。

（注5） <文例1>（注7）に同じ

付録2 経営者確認書の記載例

平成×年×月×日

〇〇監査法人

指定社員

業務執行社員 公認会計士 〇〇〇〇殿（注1）

〇〇株式会社

代表取締役（署名）

（又は記名捺印）

財務・経理担当取締役（署名）

（又は記名捺印）

本確認書は、当社の四半期報告書に含まれる平成×年×月×日から平成×年×月×日までの連結会計年度の第×四半期連結会計期間（平成×年×月×日から平成×年×月×日まで）及び第×四半期連結累計期間（平成×年×月×日から平成×年×月×日まで）の四半期連結財務諸表（注2）が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められないかどうかについて貴監査法人が結論を表明するに際して提出するものです。私たちは、下記のとおりであることを確認します（注3）。なお、貴監査法人によって実施された四半期レビューが、年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続によって行われていることについても承知しております。

記

四半期連結財務諸表

1. 私たちは、平成×年×月×日付けの（平成×年×月期に係る）四半期レビュー契約書（注4）に記載されたとおり、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準及び四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に準拠して四半期連結財務諸表を作成する責任を果たしました。四半期連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準及び四半期連結財務諸表規則に準拠して財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示しております。
2. 不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成するために、経営者が必要と判断する内部統制を整備及び運用する責任は経営者にあることを承知しております。
3. 時価による測定を含め、会計上の見積りを行うに際して使用した重要な仮定は、

合理的であると判断しております。

4. 関連当事者との関係及び取引は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して適切に処理しております（注5）。
5. 四半期連結決算日後本確認書の日付までに発生した四半期連結財務諸表に重要な影響を及ぼす事象は、すべて計上又は注記されております（注5）。
6. 四半期連結財務諸表を作成する場合にその影響を考慮すべき、既に認識されている又は潜在的な訴訟事件等はすべて、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準及び四半期連結財務諸表規則に準拠して適切に処理又は注記されております（注5）。
7. 未修正の虚偽表示が及ぼす影響は、個別にも集計しても四半期連結財務諸表全体に対して重要ではないものと判断しております。未修正の虚偽表示の一覧は、本確認書に添付されております（注5）（注6）。
8. 監査人が記載することが適切であると判断したその他の確認事項（注7）

提供する情報

9. 貴監査法人に以下を提供いたしました。
 - (1) 記録、文書及びその他の事項等、四半期連結財務諸表の作成に関連すると認識しているすべての情報を入手する機会
 - (2) 本日までに開催された株主総会及び取締役会の議事録並びに重要な稟議書
 - (3) 貴監査法人から要請のあった四半期レビューのための追加的な情報
 - (4) 証拠を入手するために必要であると貴監査法人が判断した、当社の役員及び従業員への制約のない質問や面談の機会
10. すべての取引は会計記録に適切に記録され、四半期連結財務諸表に反映されております。
11. 不正による四半期連結財務諸表の重要な虚偽表示の可能性に対する経営者の評価を貴監査法人に示しております。
12. 当社及び連結子会社に影響を与える不正又は不正の疑いがある事項に関して、以下のすべての情報を貴監査法人に提供いたしました。
 - － 経営者による不正又は不正の疑い
 - － 内部統制において重要な役割を担っている従業員による不正又は不正の疑い
 - － 上記以外の者による四半期連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性がある不正又は不正の疑い
13. 従業員、元従業員、投資家、規制当局又はその他の者から入手した四半期連結財務諸表に影響する不正の申立て又は不正の疑いがある事項に関するすべての情報を貴監査法人に提供いたしました。

14. 四半期連結財務諸表を作成する場合にその影響を考慮すべき違法行為又は違法行為の疑いに関して知っているすべての事実を貴監査法人に提示いたしました。
15. 四半期連結財務諸表を作成する場合にその影響を考慮すべき訴訟事件等（注8）又はそれらの可能性に関して認識しているすべての事実を貴監査法人に提示いたしました。
16. 関連当事者の名称、並びに認識されたすべての関連当事者との関係及び関連当事者との取引を貴監査法人に提示いたしました。
17. 監査人が記載することが適切であると判断したその他の確認事項（注7）
18. ……………
19. ……………

以 上

（注1）

- ① 監査人が無限責任監査法人の場合で指定証明であるときには、上記の記載例とする。
- ② 監査人が無限責任監査法人の場合で指定証明でないときには、以下とする。
- 監査法人
業務執行社員 公認会計士 ○○○○殿
- ③ 監査人が有限責任監査法人の場合は、以下とする。
- 有限責任監査法人
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 ○○○○殿
- ④ 監査人が公認会計士の場合には以下とし、確認書本文中の「貴監査法人」を「貴殿」とする。
- 公認会計士事務所
公認会計士 ○○○○ 殿

（注2） 四半期レビュー対象会社が四半期財務諸表を作成している場合は、確認書本文中の「四半期連結財務諸表」を「四半期財務諸表」、「当社及び連結子会社」を「当社」、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」を「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」とする。

（注3） 監査基準委員会報告書580「経営者確認書」A4項からA6項に該当する場合には、以下のいずれかの文言への修正を考慮する。

- ・ 私たちが知り得る限りにおいて、下記のとおりであることを確認します。
- ・ 私たちは、適切な情報を入手するために必要であると考えた質問を

行った上で、下記のとおりであることを確認します。

- ・ 私たちは、適切な情報を入手するために必要であると考えた質問を行った上で、私たちが知り得る限りにおいて、下記のとおりであることを確認します。

(注4) 四半期レビュー契約において、監査契約と同時に一体として締結している場合は、「四半期レビュー契約書」を「監査及び四半期レビュー契約書」とする。

(注5) 該当する事項がない場合には、その旨を記載する等適宜修正する。

(注6) 経営者が重要性がないものと判断し経営者確認書に記載又は添付する未修正の虚偽表示には、以下を含める必要がある。

- ① 当四半期数値に含まれる未修正の虚偽表示
- ② 比較情報に含まれる未修正の虚偽表示
- ③ 前期末の未修正の虚偽表示が当四半期数値において修正（又は解消）されたことを原因として比較可能性が損なわれていることによる影響

なお、継続監査の場合で、当期の四半期レビューにおいて、比較情報に新たに発見した虚偽表示が無かったときは、②の比較情報に含まれる未修正の虚偽表示については、一覧の添付に代えて、前期の経営者確認書を参照することにより重要性がないことを確認する方法や過去の年度の財務諸表及び四半期財務諸表の訂正が必要となるような重要な事実はない旨を確認する方法もある。

これらの記載に当たっては、監査基準委員会報告書580「経営者確認書」を参考とすることが有用である。

(注7) その他追加項目の確認事項（四半期レビュー全般に共通する事項）としては、例えば、以下のものが考えられるが、これらの記載に当たっては、監査基準委員会報告書580「経営者確認書」を参考とすることが有用である。

- ① 全般的事項
 - － 四半期連結財務諸表の資産又は負債の計上額や表示に重要な影響を及ぼす経営計画等の有無
 - － 契約不履行の場合に四半期連結財務諸表に重要な影響を及ぼす契約条項の遵守
 - － 過去の四半期連結財務諸表等に訂正が必要となるような重要な事実の発生の有無
 - － 当四半期において認識している内部統制の整備及び運用上の不備に係る監査人への提示

- ② 継続企業の前提に係る事項に関する経営者の見解
 - － 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在し、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき
 - － 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在するが、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められないとき
- ③ 会計方針の変更に係る事項（会計方針の変更がない場合を含む。）に関する経営者の見解
- ④ 連結の範囲及び持分法の適用範囲に関する経営者の見解
- ⑤ セグメント情報の表示区分に関する経営者の見解
- ⑥ 資産に関する経営者の見解
 - － 資産の所有権
 - － 有価証券の時価等の回復可能性
 - － 有価証券の保有目的
 - － 金融商品の時価の算定方法と重要な仮定
 - － デリバティブ取引
 - － 棚卸資産の評価
 - － 営業債権の实在性と評価
 - － 固定資産の減損
 - － ソフトウェアの会計処理
- ⑦ 負債及び偶発債務に関する経営者の見解
 - － 退職給付債務の算定上の基礎率
 - － 資産除去債務等
 - － 債務及び偶発債務の網羅性
 - － 訴訟事件等
 - － コミットメント
- ⑧ 損益に関する経営者の見解
 - － 収益の認識基準
 - － 収益認識の判断に必要な取引に関連するすべての契約の監査人への提示
 - － 法人税等及び法人税等調整額の計上
 - － 繰延税金資産の回収可能性
- ⑨ その他

(注8) 訴訟事件等とは、訴訟、賠償請求、更正、査定及び賦課並びにこれらに準ずる事象をいう。

以 上